

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

平成22年9月愛荘町議会定例会

1日目(平成22年9月6日)

開会:午前9時00分 延会:午後4時19分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 7号 平成21年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 5 承認第15号 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第42号 愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第43号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第44号 愛荘町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第45号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第46号 愛荘町国土利用計画を定めるにつき議決を求めることについて
- 日程第11 議案第47号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を廃止することについて
- 日程第12 議案第48号 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)

日程第13	議案第49号	平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第50号	平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第51号	平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第16	議案第52号	平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第17	議案第53号	平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第18	議案第54号	平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第19	議案第55号	平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第20	議案第56号	平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第21	議案第57号	平成21年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
日程第22	議案第58号	平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22

追加日程第 1	議提第8号	決算特別委員会の設置について
追加日程第 2	報告第8号	決算特別委員会の正副委員長の報告について

出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄

- 10番 西幸人に雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

本当に残暑厳しい中、本日、平成22年9月愛荘町議会を開催させていただきましたところ、皆さんお忙しい中をご参加いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成22年9月愛荘町議会定例会は成立をいたしておりますので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎町長提案趣旨説明

○議長(辰己 保君)まず、町長提案趣旨説明、お願いします。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本日、ここに、平成22年9月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわらず、早朝よりご出席賜り厚くお礼申し上げます。平素、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案について、説明を申し上げます。

財政健全化判断比率等の報告案件、平成22年度愛荘町一般会計の補正予算の専決処分承認案件1件、改正条例議決案件4件、愛荘町国土利用計画を定めるにつき議決を求めることについて1件、琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を廃止することについて1件、次に予算案ですが、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)ならびに愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の3件でございます。

次に、決算の案件ですが、平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳出決算の承認案

件8件でございます。合わせて19案件をご提案させていただきます。

次に、提案案件の概要を説明いたします。

まず、報告案件の平成21年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

次に、平成22年度の一般会計補正予算専決処分承認案件1件につきましては、一般会計補正予算について7万7,000円の追加を、7月26日付けにより専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

次に、改正条例議決案件4件につきまして、説明いたします。議案第42号愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例および議案第43号、愛荘町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、国内のコンビニエンスストアで住基カードを利用して住民票・印鑑登録証明書を発行できるものでありまして、遠隔地におられる学生や単身赴任者がいちいち愛荘町役場に出向かわなくても、近隣のコンビニに設置されている端末で交付が受けられるものであります。現在のところは、セブンイレブンの1万2,000ヵ所まで可能となるものであります。この措置は、本町は全国で5番目、西日本では初めての開始となります。供用開始は11月初めを予定しております。

次に、議案第44号愛荘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第45号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第46号愛荘町国土利用計画を定めるにつき議決を求めることにつきましては、愛荘町国土利用計画を定めましたので、国土利用計画法の規定に伴い議決を求めるものでございます。

次に、議案第47号琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を廃止することにつきましては、広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴い、廃止の協議に関し、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものでございます。

次に、議案第48号平成22年度愛荘町一般会計補正予算ならびに議案第49号

平成22年度下水道事業特別会計補正予算、議案第50号平成22年度介護保険事業特別会計補正予算であります。

まず、議案第48号平成22年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ507万1,000円を追加し、総額を80億2,133万6,000円をお願いするものであります。

次に、議案第49号下水道事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ903万8,000円を追加し、総額12億3,561万2,000円とするものであります。

次に、議案第50号介護保険事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,991万5,000円を追加し、総額10億3,080万5,000円とするものであります。

次に、平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。平成21年度一般会計における決算は、万単位で申し上げますと、歳入93億4,418万円で、昨年に比べ11億8,577万円、14.5%の増となっております。歳出におきましても89億3,870万円で、昨年度に比べ9億7,186万円、12.2%の増となりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額は4億547万円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源2億4,030万円を差し引いた実質収支額は1億6,517万円となりました。歳入におきましては、景気後退の影響による法人町民税の減少などにより、町税が前年度比2億9,771万円、9.6%減となる一方で、地方交付税が前年度比8億2597万円、61.7%の増、定額給付金など社会保障費の増や経済対策により、国庫支出金が前年度比5億9,954万円、倍増の112.0%の増となりました。

次に、21年度主な事業を申し上げますと、湖東三山インターチャンジの着工、子育て支援センターの立ち上げ、教

育施設の整備におきましては、愛知中学校増築事業、学校給食センター事業の着手などがございます。地方債残高につきましては、前年度より5億9,000万円減の87億8,613万円となった次第であります。

次に、特別会計であります。まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算におきましては、歳入歳出ともに444万円で、歳出におきましては事業債の償還完了に伴い前年度比942万円の減となっております。

土地取得造成事業特別会計決算におきましては、歳入歳出ともに1億1,906万円でございます。学校給食センター用地7,500平方メートルの一般会計への処分により、昨年度に比べ6,297万円の増となっております。

国民健康保険事業特別会計決算におきまして、歳入総額15億9,632万円、歳出総額15億8,442万円、実質収支額1,190万円でございます。被保険者数は、前年度より129人減の4,778人です。

老人保健事業特別会計歳入歳出決算におきましては、歳入歳出ともに862万円でございます。本会計は医療制度改革により、精算を行なっているもので決算額も大きく減少し、平成22年度末(今年度末)をもって、会計を閉じる予定であります。

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入総額1億2,578万円、歳出総額1億2,547万円、実質収支額30万円でございます。平成20年4月から75歳以上の高齢者にかかる医療は、後期高齢者医療制度として県下一本の広域連合に移行されました。制度が発足してまだ間もないところでありますが、今また改正論議の真っ最中ですが、21年度末被保険者は2,206人と、前年度より61人、2.8%の増となっております。

下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額15億3,787万円、歳出総額15億1,787万円、実質収支額760万円、平成21年度末におけます下水道の普及率は、対前年0.3%増の98.7%となり、水洗化率は対前年5.2%アップの80.8%となりました。起債の残高は前年度比3億4,617万円減の116億7,065万円です。

介護保険事業特別会計決算ですが、歳入総額9億5,389万円、歳出総額9億4,579万円、実質収支額809万円、被保険者数は3,954人と、前年度より52人、1.3%増です。

以上、平成22年9月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番、伊谷正昭君、8番、瀧すみ江君を指名します。

◎会期の決定

○議長(辰己 保君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの23日間に決定しました。

◇瀧すみ江君

○議長(辰己 保君) 日程第3一般質問を行います。順次、発言を許します。8番、瀧すみ江君。

〔8番瀧すみ江君登壇〕

〇8番(瀧すみ江若)8番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まず初めに、旧愛知県役所庁舎について質問します。

先日、私は50年前に郡役所の修理をしたという方からお電話をいただきました。その方は、50年前に見たときでも柱など古かったのに、あのまま保存することはできないだろうとおっしゃっていました。私もこのようなご意見をお聞きして、土地問題が難行していることを脇においても、今後郡役所を有効活用していくためには、現地保存は難しいだろうという考えを持ちました。

6月議会での嶋中議員の質問に対し、「解体移築を視野に入れて」と答弁されていましたが、解体すれば、そのまま使える部分と補強しなければならない部分が明らかになり、今後活用していくのにあたって、安全性の確保ができることとなります。移築できる可能性がある町有地の中では、かつて愛知川町時代に計画されていたように、旧豊満団地の跡地に移築することがベストであろうと考えます。

これまで多くの建築家・芸術家の方々が評価している滋賀の近代化遺産として貴重な建築物の価値を損なわないためには、縮小は避け、現状の大きさを確保することが望ましいと考えます。

以上のことから、現状の規模・外観を確保しての解体移築をすることを提案しますが、これについての行政の見解を求めます。

次に、熱中症対策について質問します。今年の夏は大変な猛暑でした。クーラーは一日中つけっぱなしという方が多く、クーラーをかけていたのに、おばあちゃんの様子がおかしいと思い、病院に連れて行ったら熱中症とのことで手当を受けたこともお聞きしました。生活保護世帯の方は、電気代がかかるので、暑くてもクーラーを控えめにしているとおっしゃっていました。

全国的に5月31日から8月15日までの2ヵ月半で、熱中症で3万1,579人が病院に救急搬送されていたことが、総務省消防庁のまとめでわかりました。そのうち搬送直後の死亡者は132人とのことです。滋賀県でも5月末から8月15日までに326人が熱中症の疑いで病院に搬送されたと新聞報道がありました。家においても熱中症にかかるため、1人暮らしの高齢者は人知れず重症化する恐れがあります。

そこで、この夏、行政として取り組んだ熱中症予防の対策、各学校・幼稚園での運動会やその練習における熱中症対策について、答弁をお願いします。

次に、学童保育の保育料について質問します。

先日、私は町民の方からご意見をいただきました。それは学童保育の保育料は一律で、母子家庭には負担が重くなるので、減免するようにできないかというご意見でした。町民の声を町政に届けるのは、議員の仕事ですから、この場で取り上げていきたいと思えます。

現在、町内の学童保育所の中で、愛知川小学校区・愛知川東小学校区の学童保育所では、保護者会が指定管理者として運営しており、条例で決められた保育料は3・4・7月は月額1万4,000円、8月は月額1万8,000円、その他の月は月額1万円です。また、秦荘西小学校区も、今年度から保護者運営となり、同等の保育料をいただいているとお聞きしています。

保育園の保育料ならば、母子家庭への減免が定められています。保育園と同じ子育て支援を目的とする位置付けの学童保育所ですから、母子家庭への減免があってもおかしくないと考えます。減免するにあたっては、運営に支障をきたさないために、町費で補てんすることが必要です。

以上のことから、母子家庭の学童保育の保育料を減免し、減免額を町費で補てんすることを提案しますので、これについての見解を求めます。

最後に、新給食センターについて、3点質問します。

1点目に、給食センター建設予定地についてです。今まで、議員各位から送電線近くに建設する問題、匂いや音の問題など、東部開発道路の西側に給食センターを建設することに対する懸念が一般質問などで提起されましたが、

行政は位置の変更をしませんでした。そこで今一度、東部開発道路の西側に建設しなければならない理由について、明確な答弁を求めます。

2点目として、建設後の運営と教育内容についてです。私は、秦荘の両小学校の自校方式の良さを活かし、食育を重視し、アレルギー対応食を安全に実施するためには直営しかないと、今まで再三訴えてきましたが、行政は調理と配送、献立の内容や施設運営についても、委託化を検討中であるという答弁を繰り返しています。

愛荘町における学校給食の現状を分析し、給食のあり方と運営上の課題について検討・協議し、今後の望ましい学校給食についての基本的な考え方を、教育長に提言することを目的に、平成18年11月に設置された愛荘町学校給食のあり方検討委員会が、8回にわたる会議を行って出された提言の学校給食のあり方検討委員会のまとめの中で、「3. 給食施設の管理運営については、公の主体性を失わない方法として、一部民間に委託する方法など効率的な運営をする。4. 学校(園)給食については、安全・安心な食材を使用するとともに、地産地消を推進し、愛荘町として特色ある学校(園)給食を進める。5. (仮称)愛荘町学校給食センターは、幼児・児童・生徒の食育の拠点となり、子どもの心と体を育むものになるために、人的・物的条件の整備が必要である」とあります。

行政は、税金の有効な使い道とは何かを考えなければなりません。税金の有効な使い道は、子どもたちにとって何が必要かを抜きには考えられません。愛荘町学校給食のあり方検討委員会は、そのことについて、きちんと話し合い、的確な結論を出しています。

学校給食のあり方検討委員会のまとめの中で、「3. 給食施設の管理運営については、公の主体性を失わない方法とし、一部民間に委託する方法など、効率的な運営をする」という文の意味は、公の主体性を失わない方法で効率的な運営をするというのが基本です。一部民間に委託する方法などとなっているのは、効率的な運営する方法の一つとして、一部民間に委託することを例示しているだけです。

「など」という言葉は、ほかにも方法があることを示しています。民間委託ありきという文章ではありません。もし、民間委託しても、それは一部分だけということです。しかし、行政は調理と配送、献立の内容や施設運営についても委託化を検討中であると言っています。

このことは、学校給食のあり方検討委員会の運営にかかる重要な提言を尊重しない姿勢です。今後の望ましい学校給食についての基本的な考え方を提言してまいしと行政が立ち上げた学校給食のあり方検討委員会の愛荘町の学校給食のあり方について提言を尊重すべきです。

これについての教育委員会の見解を求めますので、答弁をお願いします。教育委員会は、どのような調査・研究を行って、このような答弁にたどり着いたのか。全般にわたって詳細に研究・調査し、メリット・デメリットを把握しなければ、誰でもが納得のいく結果は得られません。

以上のことから、自校方式給食、センター方式給食、給食センターの直営化、給食センターの委託化、それぞれのメリット・デメリットは何かについての教育委員会の考えを求めますが、答弁をお願いします。

3点目は、新給食センター検討委員会の設置についてです。新給食センターの建設・稼働へと向かうわけですが、行政側・学校側・現場側・保護者側・アレルギー関係者などで構成される新給食センター検討委員会を立ち上げ、設計・建設や稼働後の運営・教育内容について、具体的にチェック・検討・協議をすることを提案いたしますが、答弁をお願いします。終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

〔政策調整主監村西作雄君登壇〕

○政策調整主監(村西作雄君) 瀧議員の旧愛知郡役所庁舎について、お答えいたします。

先の6月議会での本件に対する答弁であります。他の候補地や解体移築の方法など、あらゆる可能性を模索す

るとお答えさせていただきました。

さて、議員からは「旧豊満団地跡地に現状の規模・外観を確保して、解体移築すべき」とのご意見でありましたが、まずもって保存活用計画について、皆さんのコンセンサスを得る必要があります。

いずれにしても、費用負担の大小の比較検討する中で、保存先は町民や来訪者が十分利活用いただけるための位置的なものも考慮すべきであり、今年中にはその方向性を定めるべき喫緊の課題と考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)保健センター所長。

〔保健センター所長小西文子君登壇〕

○保健センター所長(小西文子君) 瀧議員のご質問のうち、2点目の行政として取り組んだ熱中症予防対策について、お答えいたします。

愛荘町内で、本年4月から8月中旬の間に、熱中症関連で愛知郡広域行政組合消防本部に救急搬送された件数は9件あり、うち75歳以上の方が6件を占めています。幸いにも軽症で大事には至っていないとお聞きしています。

保健センターでは、防災行政無線や有線放送を通じて、町民の皆さまに広く予防について注意を呼びかけるとともに、来所者のチラシの配布や声かけ、各種健診事業で熱中症予防について情報提供を行ってまいりました。

また、高齢者の介護予防事業を担当する地域包括支援センターにおきましても、出前講座や運動教室等、個別の訪問時に注意を促しております。

今後も引き続き、熱中症予防注意報等を参考に、注意を促してまいりたいと考えております。

○議長(辰己 保君)社会福祉課長。

〔社会福祉課長徳田幸子君登壇〕

○社会福祉課長(徳田幸子君) 瀧議員のご質問のうち、3点目の学童保育の保育料について、お答えします。

学童保育に対するニーズは増大、多様化する中で、一昨年に愛荘学童保育検討委員会を設置し、学童保育のあり方、施設整備、運営の方法等について検討いただき、保育内容に柔軟に対応できるのは、保護者会が中心となって運営する公設民営方式で実施するのが望ましいと、本年3月、報告をいただいたところでございます。

学童保育所の事業運営については、保護者の希望する事業内容や経費負担など、保護者会の規約により事業展開いただき、運営経費については、保育料などの保育者負担金と行政補助金が主たる財源であり、保育内容に応じた保育料等を保護者会と協議し設定しているところです。

一方、保育所は児童福祉法に基づき、保育の実施に要する教育費用の支弁や費用の徴収および負担が規定されており、保育料金については、家族構成・所得の状況等により、保育料を算定しております。

学童保育の事業実施にあたっては、保護者会が定める規則により入所決定、保育料等の徴収など、保護者会が中心となって運営しており、保護者会等に対して、学童保育所の運営をするために必要な指導員の経費など助成しておりますが、開設日や児童数などにより県補助金も変動し、不足額を町費で補ってまいります。

また、事業実施内容が保育所とは異なり、保護者の意向によりご利用いただいていることから、個々の事情に対して助成は考えておりませんのでよろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)給食センター用地の関係のご質問にお答えいたします。

給食センター建設用地につきましては、議員もご承知のとおり、平成20年10月30日に愛荘町公有財産有効活用検討委員会から、「給食センター整備事業用地については、まとまった町有地を活用することが望ましい。中でも、川久保地先の土地は、位置的にも町の中心部にあたり、町道に面していることから、給食の配送などには最適である」と考える。また、土地の形状からして、東部開発道路の西側で整備することが適当」との提言を受け、地元役員さんとも協議をさせていただき、決定したものであり、現在造成工事をしているものであります。

以上、答弁といたします。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

〔学校教育課長堤清司君登壇〕

○学校教育課長(堤清司君) 瀧議員の熱中症対策についての各学校・幼稚園での運動会やその練習について、熱中症対策についてということについて、お答えいたしたいと思います。

ご指摘のとおり、この夏は盆を過ぎても暑い日が続き、記録的な猛暑であることが日々ニュースになっています。大津では、8月の猛暑日(35度以上の日)は15日間、昨年たった一日の猛暑日からしても、今年はいかに暑いかがわかります。教育委員会としても、この暑い中で2学期が始まってすぐに、どの学校も運動会、体育大会に向けて練習に取り組むようになり、熱中症は心配しているところです。

夏休みにクーラーの効いた部屋で一日中過ごし、体力的にも十分でない園児・児童生徒が、この暑さの中で、気持ちよく練習に集中していけるか、教職員に子ども達の健康状態の様子を把握するように指導しているところです。一番には休養、そして、十分な水分補給、無理のない練習計画が大切であることは間違いのないところです。また、運動場のテント設営も、例年より早い時期に行い、日陰をつくり、暑い日差しから園児・児童生徒の体を守ることが大切であります。この夏休みに、すでに各校園に連絡し、2学期からの暑さ対策に向けて、教職員が共通理解を図り、園児・児童・生徒の熱中症等安全対策に向けたマニュアルを作成し、紙面で整理し、提出させています。以上を持って、答弁とさせていただきます。

続きまして、瀧議員の給食センター建設後の運営について、答弁いたします。

まず、現在の県下の状況を調査しましたが、配送や調理を民間委託する市町が増えていています。なぜ、委託が増えているのか調査したところ、人件費のメリットが非常に大きいということが判明しました。直営の場合は、人件費が年々高くなるのに比べて、民間委託の場合は定額であります。当然、安全安心な給食の提供については、どちらについても重要なことでもあります。また、自校方式とセンター方式のメリットについては、提言のとおり、それぞれのメリットやデメリットはあるものの、最終的には効率的な投資、効率的な運営、高度な安全性の確保、町独自の食育の推進などを重視して、幼・小・中学校を統一した給食センター方式が妥当であると結論づけています。

新給食センター運営につきましては、平成19年8月に愛荘町学校給食のあり方検討会で提言されていますが、公の主体性を失わない方法として一部委託する方法などが、効率的な運営であると提言されています。しかし、提言の中では、公営から民間委託への流れになっていると整理されています。

次に、検討委員会の設置ですが、現在設置している献立検討委員会において、アレルギー部会を設置する方向で考えています。その部会では、主にアレルギーを発症する児童生徒の把握に関することや、学校給食の適切な対応に関することなどを協議する場と考えております。

以上でもって答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。再質問を行う前に、あまりにも教育委員会の答弁は答弁になっていないので、ちゃんと質問に出したことについて答弁をしていただきたいと思います。

まず、学校給食のあり方検討委員会の提言について、私は、その提言を尊重しているのかどうか、教育委員会の員

また、子供館長のゆりか検討委員会の提言について、私は、その提言を尊重しているのかどうか、教育委員会の見解を求めているわけですが、そちらについての答弁はありませんでした。そして、自校方式、センター方式、直営委託のメリット・デメリットそれぞれ出すように質問しておりますが、これについてもほとんどと言っていいほど答弁がありません。これは何を示したと言うと、教育委員会がそれぞれの場合について、徹底的に研究・調査していない証拠ではないかと思っています。この再質問が終了のちに、今の不足しているものについての答弁を、質問しているわけですから答弁をしていただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。まずはじめに、郡役所について再質問します。

郡役所は、保存運動の高まりの中で保存の方向に向かうことができました。保存方法も決まり、活用を考えるとときには、町民・専門家・保存運動団体・行政などが共同してNPOや、企業などの参入案を含めての協議を進めていくことが大事です。郡役所が保存できれば、愛荘町のまちづくりに大きく貢献させなければならないと考えています。協議、活用面含めて、民間活力の導入によって花開くことができるのではないかと考えます。

今の答弁ですと、まだはっきりしたことは言えないのかもわかりませんが、本当に具体的なことは言われておりません。しかし、12月までの契約という期限がある中で、結論はもう出していかなければならないと考えますが、いつその結論を出すつもりなのか、答弁をお願いします。

次に、熱中症について再質問します。

この暑さは、先ほども私も言いましたし、今日答弁でも言われたように、現在も衰えを見せていません。愛知川小学校の状況をお聞きする機会がありまして、愛知川小学校は教室にクーラーがなく、扇風機だけで朝から34度もの高い室温になっているそうです。昼間になればもっと気温が上昇し、スムーズに学習できる状態ではないと思うし、熱中症も心配です。スムーズに学習できる条件確保と熱中症予防が必要です。

今答弁の中では、いろいろな教職員の方に対しての指導とか、運動会における

テントの設営を早くすることとか、そういうようなことを考えておられるということで、そのような対策を考えておられることは評価いたしますが、このような状況、教育委員会は現在把握しておられるのかどうか。学校の中でも、町内の小中学校の中で、クーラーのあるところ、ないところ、いろいろなところがあると思います。やはり、クーラーのないところ、先ほども答弁の中で言われましたように、今まで子どもさんは家ではクーラーの中において、そこからクーラーのない学校に行く場合が、環境が変化して大変な状態、そして、私たちでもこのような議会をする場合、暑い暑いところではものも考えられない、このようなこともあります。それで、やはり朝から34度もの教室の状態、このようなことを把握しておられないのであれば、緊急に町内の各学校を訪問、調査していただき、必要な手立てを講じていただきますことを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、新給食センターについて再質問します。

給食検討委員会の立ち上げについては、先ほどはそういうものではなくて、アレルギーの部会は献立検討委員会の中で、今ある献立検討委員会の中で立ち上げられるということでしたけれども、やはり現場や専門家・保護者・アレルギー関係者など、設計の段階から、その方々に関わっていただき、それぞれの立場から意見を聞き、きめ細かな気配りが施された施設をつくっていただかなければならないし、いただきたいと考えます。

また、運営や教育内容などについても、やはり、それぞれの専門的な立場からの意見がなければよいものはないと思います。今の答弁では、検討委員会は設置されないという答弁だったと思いますが、それでしたら、どのような形で、私が今言われたようなよい給食センターをつくり、よい教育を行っていく面で、どのような形で、このような方々に関わっていただく取り組みをされるのかどうか、答弁をお願いします。

次に、子どもたちの食育に直結する調理の運営方法について質問します。

学校給食労働の仕事の目的は、子どもたちに食べものを提供するという点にありますから、給食労働では食材の向こうに子どもたちの顔が見えていなければならない。子どもの心身の発達を思い浮かべられて食材に立ち向かうこと

が要求されます。

このとき学校給食労働で特に重要になるのは、その仕事の最終的な相手が子どもたちであること、そしてその労働の主体目的が給食を通じた子どもの発達保障にあることです。栄養士は調理師との協力のもとに、この仕事を担っています。

問われるのは、子どもの発達保障目的に従って、自主性が保障されなければならないということです。自主性とは、栄養士・調理師がその目的と専門性に従い、自ら判断して作業を進めるということです。

例えば、給食の現場で栄養士が自分の判断で献立を作成することができる。その献立作成に調理師が参加することができるということではなりません。民間委託では、こういうことはできません。安上がりだけがメリットとされている民間委託はマニュアル化された消費労働になりがちです。マニュアル化された労働とは、単純企画労働のことです。そこでは技能・熟練はじゃまもの扱いされ、現場で働く人の創意工夫は不要ということになるわけです。

学校給食ではアレルギー対応食に代表されるように、きめ細かな個々の対応が必要となり、また、学校給食のあり方検討委員会が出している愛荘町として特色ある学校給食を進めるためには、経験の中で蓄積された固有の技・熟練が求められますが、これも直営でなければできません。

先日、私は教育委員会に伺い、学校給食のあり方検討委員会の8回にわたる会議録を見せていただきました。委員の皆さんが純粋な考えを持って、本当に熱心に話し合いをされていた様子を拝見しました。その中では、「民間委託については、とりあえず民間委託をすばいというのでは心配。公設公営のまうが安心、できたら公設公営でやっていただきたい。民営は利益を求めるから。給食に関わっておられる人に聞くと、公設公営がよい、民営はあまりお勧めできないと言われます」などという記録がありました。これらには、民間委託に懸念を示すご意見が多かったように感じました。

私も直営にこしたことはないという現場の声をお聞きしていますし、このような声を尊重すべきではないでしょうか。子どもの発達を保障する学校給食は、教育であり、民間委託は馴染まないと思います。学校の教育が公的責任で行われるのと同じです。民間委託すれば失うものが大きいのです。

問題は、行政が民間委託は安上がりだけの考えを示すことをやめ、学校給食業務は子どもの発達保障という姿勢を持ち続けるかどうかにかかっています。調理が民間委託になったらどうなるのか、人件費だけでなく給食の中味を含めて、すべてについて徹底的に検証していただくことを求めますので、答弁をお願いします。

偽装請負のことについても、町が用意した食材を業者が調理するなら、適正な業務委託にはならないと労働局が指導した実例があります。そうなれば、安全安心な食材の使用、地産地消の推進を町の責任で進めることができないこととなります。

また、偽装請負の判断基準について、厚生労働省が昨年3月に出した疑義応答集では、「知事は口頭に限らず、発注者が作業の内容・順序・方法等に関して、文書などで詳細に示し、そのとおりに請負い、事業主が作業を行っている場合も、発注者による指示・その他の管理を行わせている」と判断されると明記されています。

これは、町からの業者に対する指導を、適切にスムーズに行うことができないことを意味しているのではないのでしょうか。学校給食の目的から大きくかけ離れていくことが心配されます。法律に抵触する問題なので失敗は許されません。ただちに労働局に問い合わせ、どのような行為が偽装請負になるのかを詳しく調べることを求めますが、答弁をお願いいたしまして、再質問を終わります。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君) 瀧議員の愛知郡役所の保存について、いつ頃までに結論を、いつ結論を出すのかというような再質問があったと思います。

現在、保存の手法・利活用の面について、それぞれ考えておりました、方向性が執行部でまとまりました段階で、議

会にご提案させていただきたいと考えております。

結論の時期につきましては、今年中に方向性を打ち出す必要がありますことから、できるだけ早い機会に議会に協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(堤清司君)熱中症についての再質問があったかと思いますが、熱中症につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、また各学校からも、その熱中症についての対策があがってきております。

例を挙げますと、例えば、愛知小学校からあがってきていますが、児童について、あるいは授業について、あるいは職員研修、保護者への連絡ということで、4点でもって愛知小学校では対応されているということがあります。

ご指摘のように、クーラーの効いた部屋で、子どもたちが休養を取るとは非常に大事なことであるかと思っておりますが、だいぶん学校施設によって差があります。実は、今朝ほども秦荘東小学校から連絡がありまして、「大変暑いので、できたらエアコンの効いた部屋を使わせてもらいたい」と、このことについては、費用・電気代等もかかるので、ご理解いただきたいというような電話を受けております。

しかし、そういった施設が十分でないところにつきましては、やはり1番が休養、また時間を続けて活動があるところにつきましては、十分にその子どもの様子を見て判断していくということが大事なのではないかと思います。

このあと、今ご指摘のように、私も現場に行って、実際的にほどれぐらいの暑さかということを感じてきたいと思いますが、広い体育館でもって、子どもたちが動くことによって風も動いてくるというところで、当然ドアを開けて風を、喚起をよくして体育館での運動と、外につきましては、先ほどお話ししましたように、日陰を極力利用して、日陰でもって十分に休む。1番はやっぱり休養、そして、それを指導している指導者が、やはり子どもの心、状態を十分に把握することが大事じゃないかなど。大事に至る前に休養さすということ。

今度は十分な水分補給、ただ最近言われているのは、十分な水分補給だけじゃなくて、やはり塩分をそこに入れてということで、コップ1杯に数ミリグラムの塩分を入れて、子どもたちに飲ませてあげることが体力的に、あるいは濃い血液にならないいい方法だとも言われていますので、そういった対応を取っていきたいと考えております。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)再質問にお答えしたいと思います。

まず、再質問の前段に、給食のあり方検討委員会の提言を尊重しているのかと、指摘をいただきましたけれども、基本的には提言を尊重し、対応をさせていただいているということでございます。

アレルギー対策の関係で、特に専門的な意見等を聞くというふうなこと等につきましては、事前にこまっぺの会等の方とご相談をさせていただいたというふうな経緯もございますので、よろしくお願いしたいと思います。

食育として給食の調理等、何点かご指摘をいただきましたけれども、必ずしも民間委託することによって、それがなくなるということについてはないのじゃないかなど。極端に言えば、当然、民間につきましても、それ相当の教育を受けた方々が調理をしているというふうなことで、子ども達の給食、安心安全な給食というものについては、民間であっても直営であっても変わらないものと、このように判断をさせていただいております。

また、偽装請負等の関係もご質問を受けましたけれども、あくまで直接働いていただく方に指示をするということ、確かに偽装請負になります。しかしながら、例えば民間の方が、責任者がその場において、その方が直接指示するのであれば、偽装請負にはあたらないと、このように判断もされておりますので、委託するとすれば、そのような形のもを当然考えていく必要があると、このような判断をさせていただいております。

また、地産地消の推進の関係でございますけれども、これにつきましても、湖東定住自立圏構想のなかで、地産地消部会というものが設置されており、現在そういった検討がされております。しかしながら、一定量の食材を安定して供給していただくためには農家の方々のご協力も得なければ当然できませんし、またそれをJAさんなりで取りまとめいただく。そういった作付けの推進等もしていかなければ、地産地消を推進する中では難しいのじゃないかなど、こ

んなふうなことをJAの関係者からも聞かせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、メリット・デメリット等につきましては、近く全員協議会等をお願ひしたいなというふうな思いで整理をさせていただいておりますので、そのときにお示しをしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいま答弁を教育委員会事務局からもさせていただきましたけれども、直営か委託かという問題について、少し答弁が漏れていたように思ひますので、私の考えを述べさせていただきたいと思ひます。

行政の目的は、最小の経費で最大の効果をあげるといふのが、行政の目的であります。それは住民の尊い税金で成り立っている、これが原点にありまして、そういう意味から、この効率を求め、時代の流れとして、それが現在の指定管理者制度とか、民間委託という流れが、国も県も地方公共団体も大きな流れの中にあるわけですが、そういった中で、この給食のセンターのあり方についても、やはりそこは効率的に運営していくというのが非常に大事な我々に課された責務だと思っております。

やはり、できるだけ給食代を、皆さんの負担である、保護者の負担である給食代を安くし、そしてまた、税金でもかなりの税を投入しておりますけれども、その一般財源からの投入を減らすことによって、住民の税負担を軽くしていく。これは私どもの責務であります。

そういったところから、給食の中でも効率性を追及するということは大事なことでありまして、それが民間でももらえるような仕事、単純化した仕事については、ぜひ民間でノウハウを生かしてもらって安くできるものを安くしていく。

しかし、大事な子どもの食事ですから、何回も言われておりますとおり、子どもの食べものについての食材の購入でありますとか、あるいは献立をつくる、こういった栄養士の仕事については直営でして、それはいもものを地産地消でいもものを購入し、それを調理する、献立を立てる、カロリー計算とかいろいろな栄養の要素を立てる、これはやはり直営の栄養士がその採算を別にした時点で考えていく。そこまでは、やっぱり我々の直営の仕事。

あとそれを調理するとか、配送するとか、また残菜を集めてくる、こういった仕事については民間でお願いをすることの方が、やっぱり経済的であろうと、我々はそういうふう判断をいたしているところであります。

特に給食の業務というものは、学校の休みの日もたくさんございます。特に学校の年間の週休だけでも100日を超えます。これは我々も土日が休みですからそういうことにはなりますが、そのうえに夏休み・春休み・冬休みもありまして、かなり業務の能率がきついと、こういうことも言えまして、私も民間の給食業者にも聞いたことがありますが、学校の給食業務というものは非常に効率が上がるのだと。例えば、病院なんかでしたら、365日、一日たりとも休みがない。そういったところで、我々は仕事をしてきているということ、よく聞きました。そういうことから言いますと、学校の給食の業務というものは本当に休みが多い。その間、民間の給食の従業員は病院の方へ、休みの間は病院の方へ行ってもらうのだと、そういうことによってコストを下げ、効率を上げているというお話を聞いたことがあります。私どもは、そういうことから、民のほうでお願いした方が住民の負担も安くなる。そういうことはやっぱり追求していかないと、効率的な思いができないと思っておりますのでご理解を賜りたいと思ひます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。

それでしたら、今、町長も教育委員会も給食のことについて、教育委員会の答弁は、とても不足が多いと思ひますけれども、本当に自校方式とかセンター方式、直営、委託、メリット・デメリットを出してまいと質問しているのですから、この場で答えていただくのは本当ではないかと。それは行政の仕事、私たちは質問をつくるのが仕事。行政は答弁を考えるのが仕事ですから、この場できちんと出していただかないと、仕事をしていただいたことにはなりませんので、それだけは不足しているということについて付け加えておきますが、ですから、町長も今言われましたが、結局その質は変わらないというふうにお考えなのか。

民間委託をして効率化、経費が安く上がるということだけを考えておられるわけですが、先ほど私が言いましたように、偽装請負が、どんなことが偽装請負にあたるのか。それをまず先に調べていただいて、法律家等々の考えを出されるのならば、わかりますけれども、調べもしないのに、そうやって、こうでないかと思いませんか、そういう判断の中で、あなた方の気持ちの、頭の中で描いている判断の中でやっておられる。これは法律に触れることになるかもわかりませんので、即ち調べていただきまして、そういう前提のもとで、こういう運営の議論を進めていただきたいと思えます。

そして、今言われたように本当に私の訊いたことに答えられていないのが多いので困りますけれども、私が訊いたのは人件費けれども、効率化だけの議論じゃなくて、民間委託をしたら、どうなるのかということをもっと調べてください。

民間委託したところの例をもっと調べて、値段だけじゃなくて、もっと内容についてどうなったか、そういうことを徹底的に調べてから、私たちに説明してほしいと言っているのです。それを調べないで、まあ民間委託は安いとか、そういうようなことだけで、いつも出して来られる、値段だけの問題ではない、このように考えます。

前に、3月議会で町長が今と同じような答弁をされまして、この議事録を見ていると、人件費が直営でやるより半分ぐらいになりますかみたいな、そういうふうな議事録があったと思うのですが、民間委託すると。そういうことでも考えているだけのことで、この前行政が出してきた民間委託にしたら、こうなる、どうなるという、費用を見ても、その半分になる訳ないですし、そんな計算をされていません。

それで、結局1回目に出されたのと2回目に出されたのとも違いますし、そしてどんどん、どんどん変わってくるわけですので、そういうことも頭で考えられているだけの話に終わらないでほしい。しっかりとした確証をもって、これで行くなら、いくということを訴えてほしい。またそれに対して私は反論はさせていただきますけれども、とにかくそういう根拠に流れる、人を納得させられるだけのものが感じられません。

そして、1つだけ言わせていただきます。あまりに民間委託は効率、効率と言われるので、ちょっと出させていただきますけれども、これは本当に2004年のことですが、東京都の杉並区が民間委託をストップさせようと、ストップを求めて、住民訴訟を起こされました。

そのときは、結局、勝訴ではなかったのですけれども、こちらの原告側が出された民間委託と直営とを試算された金額を原告側が出されました。そのときに民間委託は決して安くはない、かえって高くつく、このようなことをもって、訴訟に望まれたときに、勝訴ではありませんでしたけれども、裁判所は、そのことを取り上げて判決文を出しました。裁判所もけっして民間委託は安いのではないということ認めています。だから、結局それについても、もっともっと綿密に考えてやっていただかないと、本当にりっぱな給食センターはできないし、もちろん民間委託は私は反対ですが、とにかく徹底的な研究、そういうものが私は欠けていると思えます。今後、そのようなことをしていただきたいと思えます。見解を求めますので答弁をお願いします。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君) 瀧議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ、給食直営か、それとも委託をするのかということにつきましては、先ほどご質問の中にありましたあり方検討委員会の趣旨というのは十分尊重させていただいて、細やかなデータを全部取り寄せておきまして、そういうデータの中から総括的なそういうものだけを取り上げて答弁とさせていただいたと、そのようにご認識いただきたいと、そのように思っています。例えば、近隣の各市町でやっています給食につきましては、滋賀県内全部きちんと調べております。

続きまして、直営と委託の中での、そういう課題の中で、調理ということなのですが、直営でありましても委託でありましても、そういう調理そのものについては、調理人のプロの方がやられるわけですので、そのことに差が出てくるとは思っておりません。その前に食材をどう選択するのか、どういった栄養素、アどんな献立をするのかというところ

ろに課題が出てこようかと思いますが、その部分については今年度、県の方から学校栄養士じゃなくて、学校栄養教諭というのを、わざわざこの愛荘町に配置をしていただきました。そしてまた、栄養士とともに調理献立の内容を検討していくということになっておりまして、県内でも進んだそういった内容のものが提供できると、そのように確信しております。

また、先ほどの次長の方から答弁ありましたが、実はこの内容につきましては、伊谷議員さんの方から後段の方でご質問いただく中で、また具体的にお答えできるものがありましたので、そういったことで茫洋とした、総括的なお答えになってしまったということも、またご理解いただきたいと思います。

特に、検討委員会をどうするのかという課題につきましてはその中で、もしくはまた、町としてどこを責任もってやるのかということにつきましても、答弁させていただきたい。また、次長の方が後段の方で申し上げましたのですが、給食センターの設計、そしてまた運営、そういったことにつきましても、この議会の終了後、すぐさま10月の初めには総合的なものをすべて提案させていただいて、皆さんでご協議いただきたいと思います。準備を進めておるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)再質問の中で、メリット・デメリットがもう少し言われていないのではないかというふうなご指摘でございます。何点かのメリット・デメリットを報告したいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、自校方式でございますけれども、当然、児童生徒から調理現場の様子が見えるというふうなことで、また温かい給食が提供できるというふうな視点からは、確かに大きな教育的なメリットがあるというふうに考えます。しかしながら、この自校方式を全町的に取り入れるとなりますと、当然、センター方式で調理している愛知川小学校・愛知川東小学校・愛知川幼稚園・愛知中学校、また秦荘幼稚園につきましては自校方式で調理しておりませんので、そこで設置するとなると相当な費用が高んでくる。そういった中から、あり方検討委員会でも集中的なセンター方式でやるのが望ましいというふうな提言がされたと判断をさせていただいております。また、センター方式ですと、全幼児・児童・生徒に同じ食材で同じメニューが出せるというふうな点でも、そういったメリットがあるのではないかなというふうなことを整理をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長(辰己 保君)それでは、これで暫時休憩します。再開は10時20分とします。

休憩午前10時11分

再開午前10時20分

◇西澤久仁雄君

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、西澤久仁雄君。

[10番西澤久仁雄君登壇]

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

産業廃棄物の件について、まずお伺いたします。

最初に、6月定例会で学校給食センター建設予定地に産業廃棄物が出土した件で、元地主に4,400万円を負担すべきではないかと質問いたしました。その答弁は、「平成10年12月より廃棄物処理法が改正施行され、埋め立てについては、改正施行後は届出が必要となる。それまではコンクリート塊・アスファルト塊・木屑等は建設系産業廃棄物の安定型産業廃棄物とされ、3,000平方メートルまでは届出も許可も必要はなかった。当時の法を遵守されたものであり、埋め立てた行為そのものを問うことはできない」と認識している。廃棄物の処理経費を元地主に負担させるこ

とは困難ではないかと考えるが、当時の売買協議、交渉過程等々を参考にし、関係法令に基づき、適正に判断してまいりたいと考えております」と答弁されておられます。

また、産業廃棄物処理法は、あくまでも処理業者の事業についての法の適否を問うものであり、一旦、一般の土地取引においては、不良品であることを黙って売ることについては民・民の取引の信義・公序良俗の問題として、きちんと整理すべきではないか。また、木屑等は安定型廃棄物と答弁されてきたが、管理型廃棄物ではないか。

そして、議会だより18号を各家庭に配布されてから、直接ご意見を伺う方々や、電話で詳しく聞かれる方が多く、思っていたより町民さんの関心が高いと驚いているところでございます。

また、8月23日の全員協議会で最初予定されていた4,120立方メートル・4,400万円余りでは足りないとの説明がありました。現在3,900立方メートル・4,300万円余りを使用して、全部取り除くには5,000立方メートル強との説明があり、その後は基礎工事のときに搬出するとの説明がありました。その金額は、基礎工事に増額されるのか、これは町民さんのごまかしとも言えるお話ではないかと思ひ、そこでお伺いいたします。

(1)木は、木屑は10年12月以前も管理型廃棄物のはずではなかったのか。(2)売買協議・交渉過程等々を参考に、関係法令に基づき、適正に判断していくとのことでした、どう判断をされましたか。(3)民・民の土地取引の常識として、公序良俗からみて、原因者が処理するのが原則ではないか。(4)工事を早く進めるために町が代執行を行っている」と解釈しておりますが、4,400万円プラス追加金額を、損害賠償を町として、されるのかどうか。

次に、幼稚園送迎バスについて、お伺いいたします。

7月22日の全員協議会において、愛知川幼稚園の事故に関して質問いたしました。8月23日に事故について報告されました。誰が作成されましたか知りませんが、その内容たるはお粗末な話、大人の2人座席に3人の園児が座り、2人に1つのシートベルトをかけているといったことや、園児の足が床についていない。急ブレーキをかけた場合、ずり落ちる可能性等があることがわかった。このようなことは、議員さんの皆さんは早くからおわかりでしたので、幼児専用バスの導入を再三再四要求しておられましたが、教育委員会側が聞く耳を持たなかった結果です。全員協議会では議員の皆さんから安全安心を求める意見が多く出されました。きついようですが、私は教育委員会側が重大な問題と思っておられないと私は思いましたので、一般質問で、保護者の方々が安全安心されますしかりとした答弁を求め、質問いたします。

愛知川幼稚園では園児送迎バスを業者に委託されていますが、最近2件の事故がありました。うち1件は人身事故であり、保護者の方々が心配されておられます。安全第一が基本中の基本であり、原点に戻って、見直し・考え直す時期ではないか。もちろん、業者委託・指定管理者制度を否定するものではないのですが、安全安心を重視・重要視そのものは慎重に取り扱っていただきたい。

また、この件について、教育委員会として業者から報告書を受け取って、全員協議会で示されました。教育委員会として、業者に注意・指導をされたのか。また、秦荘幼稚園は直営の園児送迎バスで運行されていますのに、愛知川幼稚園は業者委託されているのはなぜか。愛知川町幼稚園も以前は幼児専用直営バスで運行されていたと聞いております。そこで、次の4点をお伺いいたします。

(1)教育委員会として業者に注意・指導されたのか。(2)事故を起こした業者に、ペナルティを与える考えがあるのかどうか。(3)愛知川幼稚園も幼児専用直営バス運行を考えられないか。(4)愛知川幼稚園では現在3台で送迎バスを業者委託されておりますが、2台で運行ができないものか。

以上4点をお伺いし、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)副町長。

〔副町長宇野一雄君登壇〕

○副町長(宇野一雄君)西澤議員の産業廃棄物の件につきましてのご質問のうち、2番から4番まで関連がございますので、私の方から一括してお答え申し上げます。順番が前後いたしますが、ご了解をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、民・民の土地取引の常識として、公序良俗から見て、原因者が処理するのが原則ではないかのご質問でございますが、次のご質問にも関連いたしますが、産業廃棄物処理にかかる元地主の負担につきましては、一般論といたしまして、土地の売買等については、民法第570条の売り主の瑕疵担保責任が適用されることとなります。

瑕疵担保責任が適用される場合、土地につきましては、事前に廃棄物が埋められていることを知っていたか、知らなかったが重要でございます。事前に知らなかった場合、隠れた瑕疵ということになりまして、通常は売り主の負担でその廃棄物を取り除いていただくということになろうかと考えます。

この場合、民・民の土地売買で不動産業者が仲買している場合には、土地売買契約書の条項に瑕疵担保責任、あるいは瑕疵担保責任免責の条項が設けられております。私が知り得ております民・民の契約書では、引き渡し後の瑕疵担保責任の条項が設けられ、本契約の売り主の瑕疵担保責任の期間は、引き渡し後2ヵ年とすると定められ、この条項に基づき、誠実に履行されるものと考えます。

なお、公共用地の売買契約書には、一般的に瑕疵担保責任あるいは瑕疵担保責任免責の条項は設けておりません。

次に、6月町議会の西澤議員の一般質問で、「売買協議・交渉経過等々を参考に、関係法令に基づき、適正に判断していく」とのお答えをいたしておりますが、どう判断されたかのご質問でございますが、6月17日に愛荘町の顧問弁護士に売買協議の経過・交渉経過・平成17年当時の航空写真等々の資料をお示しし、協議をさせていただいております。一度持ち帰って検討をすることでしたので、結果を7月21日にお聞きいたしました。

民・民取引で申し上げましたとおり、民法第570条で、売り主の瑕疵担保責任の条項がございます。ご承知のとおりとは存じますが、条文を読み上げますと、「売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の、この566条と申しますのは、地上権がある場合等における売り主の担保責任の条項でございますが、の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りではない」と定まっております。

顧問弁護士の見解は、隠れた瑕疵とは、目的物に瑕疵のあることを知らず、かつ知らないことにつき過失のないような場合の瑕疵であり、本件土地の買収時に、土地の上に建設資材等が存在していたこと、その他土地の従前の利用状況からして、産業廃棄物が埋設されていることを疑うべきであり、それを調査せず購入した場合、少なくとも産業廃棄物が埋設されていることを知らないことについて、過失があったと言えるのではないかと。よって、隠れた瑕疵とは言えず、瑕疵担保責任は問えないとの見解でございました。

したがいまして、今回の産業廃棄物の処理等にかかります工事費につきましては、元地主に処理費等の負担を科すことは難しく、損害賠償を請求することは考えておりません。

○議長(辰己保君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)西澤議員のご質問にお答えします。

まず、木は平成10年12月以前も管理型廃棄物ではないかのご指摘ですが、平成22年6月の議会の答弁で、コンクリート塊・アスファルト塊・木屑等は建設系産業廃棄物の安定型産業廃棄物とされ、3,000平方メートルまでは許可も届出も必要ありませんでしたとお答えをさせていただいております。再度、確認をさせていただきましたところ、議員ご指摘のとおり、木屑につきましては安定型廃棄物でなく、管理型の廃棄物でありました。

今回、処分をさせていただきました木屑は、北側の田んぼであった部分から出てきたもので、埋め立てされていた廃棄物の堆積地には、辻政正以前の面積以下の範囲であり、届出は許可済みであり、今回処分にあつたものは、

乗物に乗るまじは、改正以前の旧制度での乗物、旧制度計りで必要なところから、ラ出地カにのりまじ
ては、廃棄物処理法に則り、適切に処理させていただいたところでありま。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

[学校教育課長堤清司君登壇]

○学校教育課長(堤清司君)ただいまの西澤議員の幼稚園送迎バス事故について、4点のご質問があったかと思
いますが、お答えいたしたいと思いま。

今年、5月、7月に起こりました2件の事故につきましては、安全安心の学校づくりに取り組んでいる教育委員会とし
ても、絶対あってはならないことであり、誠に心が痛む思いま。大切なお子さんを幼稚園に預けられている保護者
の方にとって、大きな不安感をもたれたことと察しま。

さて、教育委員会として、業者に対して注意・指導をしたかというご質問であります。事故当日、すぐに業者を教育
委員会に呼び、事故報告書を提出させるとともに、その原因について納得のいくまで説明を求めました。業者とし
て、大切なお子さんを乗車させていること、プロ運転手としての自覚や日頃の運転手への安全指導、また2つの事故
とも一歩間違えれば命に関わる重大な事故につながる危険度の高さを指導しました。そして、その事故の安全対策
について、具体的な対策について文章化し、今後絶対に事故が起こらないように、職員に徹底的に指導するように
指導しました。また、その指導が形骸化しないように、日常注意事項を声に出して復唱することなどきめ細かく指導し
ました。

事故を起こした業者に対してのペナルティの件ですが、1回目の事故については、踏み切りで起こった重大な事故で
ありますので、ペナルティを科すことを検討していま。

道路交通法における園児のシートベルトの件ですが、安全面から乗車している全員の園児にシートベルトを装着さ
せ、添乗する職員の確認後発車するようにしていま。

幼児専用直営バス運行については、専用バスの使用は十分理解できる場所ですが、直営となると、その経費とし
て、バスの購入だけでなく、その車庫・車検・運転に伴う人件費等費用が高むことが考えられますので、チャイルド
シートの装着する運行要件等を示して入札し、運転の委託を行うのが、安全面・経費面でいいのではないかと考えて
いま。

現在、3台のバスで運行していま。2台の運行となると、幼稚園からの迎いの時間が今までより早くなったり、降
園が遅くなったり、またピストンの回数も多くなり、時間待ちの園児が多くなり、仕事に行かれる保護者の出勤時間
にも影響を及ぼすのではないかと考え、3台での運行が望ましいのではないかと考えていま。

以上です。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)再質問の前に、先ほども瀧議員からもご指摘がありました。質問を通告しているにも関わら
ず、業者にペナルティを与えたかという質問がございません。それはどういうことですか。その場よかれてよいのです
か。通告しているにもかかわらず答弁がないということ、先ほど瀧議員もおっしゃいました。ペナルティは考えていま
すのか、考えていないのかということの答弁。報告は受けたということは聞いていま。ちょっと、再質問の前に。

○学校教育課長(堤清司君)すみません。ペナルティは科す予定で進めております。以上です。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)再質問を行います。

まず、瑕疵があったか、なかったかということで、副町長からのご答弁がありました。隠れた瑕疵担保ということ、こ
れは知らなかった場合ということですね、結局。それなら、そこでお答えいただきたいのは、この前も5筆ある2筆に

無断埋め立てがありまして、農業委員会等でご指摘があって、そこを除去して農地にしてからじゃないと買えないという事態が発生したと思っております。そのときにも、だいぶん出てきたということを知っていましたが、その件についてはどうお考えですか。

まず、それをお聞きしたいのと、そして、幼稚園送迎バスについて、いろいろとおっしゃいまして、まず、幼稚園専用バスは考えられないというような答弁だったと思っておりますけれども、私が調査いたしました。この前に全員協議会でもお話をいただきましたけれども、豊郷幼稚園、1園1台でコースターという39人プラス大人3人用、これで運行されておられます。甲良町に関しましては、どこのメーカーか知りませんが、保育園・幼稚園が近くにあるところは、保育園・幼稚園もこの幼児専用バスを購入し、運行している。運転手さんは、結局、豊郷は嘱託職員で、甲良町は職員さんで、また、多賀町にお伺いさせていただきましたけれども、保育園・幼稚園は保護者が送迎されておられます。面積上広いから、あそこは逆に、小・中学校は大型の53人乗りで送迎しているということです。その運転手は1回くらい決めて、湖国バスに専門の運転手さんをお願いしているということ。

そして、全員協議会でも申し上げましたが、例えば、豊郷町の例を申し上げます。ランニングコストは一応、バスの運転手さんが年間234万円ぐらいだと。点検費用として月に1回、必ず点検するので、これが12万6,000円、車検が年1回で19万7,000円、自賠責が1万3,000円、重量税が3万1,500円、これを総体合わせると275、6万円、あとは燃料費ということになるかと思えます。

それで、足がつかないという状態が一番危険性があるのです。大人用の座席に子どもを座らせて、ひどい人は20cm以上ブラブラしたなり、そして、またここにもらってきたので、価格表が全部ありますので、これまたコピーしてでも何でも必要であれば、もって帰ってください。

そういう簡単にできませんとかなんとか言って、あらゆるところへ行って、自分がそこへ座って、座席に座らせていただいて、どういう感じかと。教育委員会さんは、ただ机上のうえだけで判断されているとしか考えられない。もう少し親切でいいな答弁をいただきたい。

そして、先ほどもう1点遡ります。副町長の公序良俗について、この言葉はもうご存知のはずだと思いますけれども、一応皆さんご存知ないので読ませていただきます。「公序良俗というのは、公の秩序と善良の風俗(この風俗は、この場合は習わし・しきたりと解釈いたします)、国家社会の公共の秩序と不変的な道徳を意味し、公序良俗に反する内容の法律行為は無効とされ、犯罪の予防性は実質的に公序良俗に反することになる」ということをうたわれております。

もう1点は、前後しますけれども、先ほど副議長さんが、給食センターの設置についてというので、教育次長さんからご返答で、答申を受けて西側へ決めたというようなお話があったと思います。答弁があったと思います。

私らは、あのときになぜ東側にもって行かないのかという話は往々にして話させていただきました。そして、あの上には、先ほども申されましたように送電線があります。これ電磁波の関係がありますので、教育委員会として、どれだけの電磁波があったか、測定されたか。測定されたなら、どれだけかという値を示していただきたい。

それから、いろいろなにおいや、いろいろなことが起こると思います。におい等は除去する装置があります。けれども、故障というものは絶えずついて回ります。その故障したときに、どういうにおいがでるか。また、においは個人差によって、だいぶん変わるのです。私がどうもないと言っても、側の人気分が悪いと言ったら、そういう事態にもなりかねます。そういうことやらなんやから考えたうえで、この場所を最終決定されたのは、町長ですか、教育長ですか、誰ですか。お答えいただきたい。以上です。

○議長(辰己 保君)暫時休憩をします。

休憩午前10時49分

再開午前10時49分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続いて会議を開きます。副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、西澤議員の再質問にお答えをいたします。

産業廃棄物の件でございますが、まず、産業廃棄物が出ました土地につきましては、いわゆる以前に無断転用をしていた件、それと農地転用をされていた件の2筆と言いますか、2ヵ所を買収しているわけなのですが、無断転用の件につきましては、いわゆる田んぼ部分、北側の部分ですが、農業委員会から無断転用だから原状回復命令を出されて、それが履行されてからでないと買収できないというようなことでしたので、農業委員会が農地の無断転用部分の原状回復確認を行っていただいて、初めてこの部分について産業廃棄物が搬出されたというようなことございまして、その高さですね、どこまで掘られたかというのは、ちょっと私ども申し訳ございませんが、今のところ、正確な数字は持ってありませんが、そこに産業廃棄物が埋まっていたということ自身は周知の事実だったということですので、まあその隣りにも産業廃棄物が埋まっていたということは、買取交渉の経過の中で出ておりますので、それにつきましては、隠れた瑕疵ということとは言えないというように思います。

それと、今ほど民法上の解釈で、公序良俗に関してありましたけれども、公序良俗に反する方法で、他人に損害を負わせた者は不法行為の責任を負うということで、民法第709条に不法行為による損害賠償という項目があるわけなのですが、先ほど来申し上げていますように、売買経過の中で、基本的にその行為を知っていたか、知っていなかったかという問題で、売り主の瑕疵担保責任が科せられるような形になりますので、どう考えても過去の売買経過を見ましても、まったく町はあそこに産業廃棄物が埋まっていたということは知らなかったということは言い切れないのではないかなというように解釈をいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(堤清司君)先ほどの幼稚園の送迎バスのことについてですが、答弁でもお答えしましたように、次年度からは幼稚園の専用バスの方で考えております。実は私も乗せてもらって思ったのは、子ども達の足がつかないのも何ですけれども、送迎のところに保護者がお子さんと、その下のお子さんを連れて来られて、その子たちが走り回っているのを見て、もう危ないなということで、またそういった部分の今後指導もしていかなければいけないかなということを思っています。

専用バスにつきましては、県下のそれぞれの自治体の様子を把握しております。有料で行っているところ、また無料で行っているところ等あるかと思えます。先ほど、豊郷の話を出されましたが、豊郷は県下でも一番面積の狭い町ということで、比較的運行もコースがとりやすいのかなということをおもいましたのと、愛知川小学校区につきましては、非常に面積が広くて、送迎についても、先ほどお話ししましたようにピストンを何回かして行かないと対応できて行かないように思いますので、そういった部分では台数的には3台かなと。

それと、先ほどのように、次年度につきましては、そういったことを十分に盛り合わせて組み込んで、入札の方へ進めていきたいなことを思います。ただ、言われましたように、町での直営となりますと、いろいろな部分でのまた経費が高みますので、車の購入は業者の方で用意してもらって、入札を掛けていく。その方が経費的にもいいのではないかなということを思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。再々質問。

それ以前に、今の答弁から経費が高むというように、この前も言いましたように、39人プラス大人、これで450万円というような本体価格が出ています。そして、業者に送迎バスの業務委託料、平成21年度は1,195万円、22年度は1,181万1,000円ですか、これだけの金額で運行ということになります。それをもう少し細かく分析していただければ、どういう結果になるか、とにかくにも安全が第一、とんでもないことが起こったら、町全体がきちんと責任を持たなければならぬとあかぬという考えのもとであらば、経費なんか言っている時代が過ぎれば、そういう観点

で、ぜひとももう少し踏み込んだ考えをお願いしたい。

それから、第1番目は、答弁が否定的だからということ、4番目に工事を早く進めるために町が代執行している解釈、4,400万円プラスα追加金を賠償請求するのか、しないのかという質問は、前の段階で答弁したから、これはいいのだろうというような考えのもとで、答弁がなかったのかどうか。これだけお聞きしておきます。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)冒頭本答弁の中で、民・民等々の答弁をさせていただきまして、あとで、今回の産業廃棄物の処理等にかかります工事につきましては、元地主に処理費等の負担を科すことは難しく、損害賠償を請求することは考えておりませんということで答弁させていただいておりますので、ご了解をいただきたい。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(藤野智誠君)再々質問で、強い要望をいただきましたので、そのことを含めて検討させていただきたいと思っております。以上です。

◇本田秀樹君

○議長(辰己 保君)次に、15番、本田秀樹君。

〔15番本田秀樹君登壇〕

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。一般質問を行います。

発達障がいについてお伺いをいたします。

発達障がいとは、自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障がい・学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)・その他これに類する脳機能の障がいのことを言います。発達障がいの原因ははっきりしていませんが、脳機能のトラブルと推定されており、育て方や家庭環境によって引き起こるものではありません。早期発見と早期支援が何よりも大切であります。自閉症の特徴として、人の関わりにくさ、コミュニケーションのとり難さ、特定のものへのこだわりや想像力の乏しさと言った共通の特徴があります。

アスペルガー症候群の特徴としては、自閉症の特徴の中で、知的な遅れがなく、言葉の遅れも目立たないものと言います。

学習障がいの特徴として、聞く・話す・読む・書く・計算するといった学習に必要な能力のうち1つまたは2つ以上について身につけることが難しい障がいです。

注意欠陥多動性障がいの特徴として、年齢にそぐわない多動性・衝動性・不注意を特徴とする障がいです。

発達障がいの特性を正しく理解し、必要な支援を継続することがよりよい発達につながります。発達障がいは共通した特徴はあるものの、支援の方法は一人ひとり異なり、専門的な指導や助言のもと、その人に合った支援を受けることが大切であります。

愛荘町は、町の就学指導委員会において、保育園から中学校までの子どもについて、発達相談委員や心理判定員等の協力を得ながら協議をされ、発達障がいの可能性を含んでいる子どもが、数人おられることは理解されていると思います。公的支援は、立ち遅れがちだったが、2005年に発達障がい支援法が成立し、これにより特別支援教育等の支援策に弾みがつくことが期待されている。以前より支援対策は整ったものの、発達障がいを専門とする医師、医療機関が相変わらず少なく、専門医師、機関を見つけて診断や治療に至るまでにはまだまだ苦勞することが多いと思います。それでも、最近は支援団体や自助団体が各地で設立され、インターネットの普及もあり、情報は入手しやすくなっております。愛荘町における子どもの支援の状況ですが、乳幼児発達相談指導事業をされていますが、一人当たりの相談回数も大変少なく、子ども支援・親支援が十分とは言えない状況ですが、保健センターとしての答弁

を求めます。

現在、保健センターでは、保育園・幼稚園への巡回訪問を行っていますが、支援を必要とする子どもは非常に多いと聞いておりますが、1園当たりの巡回訪問も年3回から4回程度であり、園への具体的な助言指導に至っていないと思われませんが、このような状況について答弁を求めます。

また、幼稚園や学校での捉え方の差もあり、積極的な支援に結びついていないと考えるが、教育委員会に答弁を求めます。発達障がい者支援法が平成16年に制定され6年、支援は始まったところでありますが、さらに5年後、10年後はどのような生活をしているのか。社会での役割は何を担っているのかと、長いスパンでの支援が必要であります。町としての具体的な施策について、町長に答弁を求めます。

以上で一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本田議員の発達障がいにつきまして、まず私の方からお答えをさせていただきます。

時代のニーズに応じて制定されました新しい法律であります発達障がい者支援法の趣旨は、発達障がい者の定義を明確にするとともに、国や地方公共団体の責務として福祉的支援システムの確立を目指すものと理解をいたしております。

発達障がい者が自立でき、将来、社会参加を可能にし、就労支援を目指していくためには、低年齢において、発達障がいを早期発見することが喫緊の重要事項であると認識をいたしております。

支援を必要としている子どもが、乳幼児期・就学期・学齢期・青年期・成人期と成長していくにつれ、育ちの場も、関係者も変わっていくこととなりますが、入学や進学・卒業・就労など、ライフステージに応じた支援を行っていくことが必要かと考えます。

障がいや発達障がいを有していることが本人や家族の大きな不安や負担にならないよう配慮を行い、子どもの育ちと子育てを支えていくことが大事であると考えます。

発達障がい児等への支援につきましては、保健センターが行う乳幼児発達相談指導・保育園・幼稚園・小学校および中学校への巡回訪問の実施などを充実してまいりたいと考えております。

一方、湖東定住自立圏におきましても、障がい福祉・次世代育成部会におきまして、広域的に発達障がい者への総合的な支援のあり方や、サービス体制の充実等について、協議検討を進めているところであります。

こうした状況の中で、医療・保健・福祉・教育などの各関係機関と連携し、総合的かつ継続的な相談・支援が行えるよう、早急に専門職の確保や組織体制の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(辰己 保君)保健センター所長。

〔保健センター所長小西文子君登壇〕

○保健センター所長(小西文子君)本田議員のご質問のうち、保健センターに関する2点のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の乳幼児発達相談事業の現状についてですけれども、乳幼児発達相談指導事業は、平成9年度から乳幼児健康診査等の事後指導事業として、母子保健法に基づき、障がいの早期発見・早期療育を目的に、未就学児童とその保護者を対象に、保健師や発達相談員が主となり、相談支援を実施してまいりました。

そして、平成17年には、発達障がい者に対する支援の促進を目指した発達障がい者支援法が施行され、「よく動き目が離せないや」、「言葉の遅れやコミュニケーションがうまくとれない」、「なんとなく育てにくい」などのちょっとした気になる子どもさんや、乳幼児健康診査において、発達障がいや適切な対応を目的に、発達相談員の参加を

なることになり、乳幼児健康診査にもついて、発達障がいにも適切な対応がとれることになり、発達相談員も増加し得るなど、気軽に発達相談指導事業を利用していただけるよう、取り組んでまいりました。

さらに、早期発見・早期支援を強化するため、昨年10月から保健師・臨床心理士・保育士による親子きずな相談事業を実施し、早期支援に取り組んでいるところでもございます。本年7月末現在では、約100名の方に発達相談指導事業を継続利用していただいています。

相談後の支援としまして、保健センターが実施するゆうゆう・にこにこ教室などの親子教室への参加や、保育園等に入園されている児童については、保育園への巡回訪問を実施しています。また、よりきめ細かな支援が必要な児童については、つくし療育教室への通所がされているところもございます。

ご指摘いただいたとおり、一人当たりの相談回数は、年に一人平均1.3回程度であり、子ども支援・親支援が十分とはいえない状況にあります。今後も、発達相談指導事業の評価を行い、よい支援の内容を充実させるとともに、親の気づきを大切に、親の気づきに寄り添った支援、気になるという段階から家族を含めたトータルな支援や継続的な支援に取り組んで参りたいと考えています。

2点目の保育園・幼稚園への巡回訪問の現状についてですが、子どもの障がいやちょっと気になることについては、出産前後の乳児期にわかる場合、各乳幼児健康診査でわかる場合、保育所等の日常生活の場での気づきによりわかる場合があります。

巡回訪問は、保育士等が日常の保育の中での気づきに対して、発達相談員が保育上の支援を行う機会として実施しているところがございます。本年7月末現在の保育園巡回訪問で、通園児の約3割の児童について、よりよい保育内容や保護者支援の方法について、保育士等から助言を要望されています。

ご指摘のとおり、必要と思われるすべての子どもさん一人ひとりの具体的な保育上の助言は、十分とは言えない状況にあります。障がいのある子やちょっと気になる子どもさんは、なるべく早く専門的な支援を受けていただくことが、発達支援の観点からは大切と考えています。

保護者の方や保育士等が身近で専門的な相談ができる場として、発達相談指導事業や保育園等の巡回訪問が、気軽にタイムリーに適切に提供できるよう努めるとともに、発達障がいに関する住民への啓発に取り組んでまいりたいと考えています。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

[学校教育課長堤清司君登壇]

○学校教育課長(堤清司君) 本田議員の発達障がいについての第3点目の発達障がい支援が、幼稚園や学校での捉え方の差があり、積極的な支援に結びついていないとの指摘について、ご答弁申し上げます。

発達に何らかの障がいがあると考えられるお子さんは、年々増加傾向にあることをご理解いただいているところですが、お子さん一人ひとりの実態にも差があり、その判定となると専門医や専門家に依頼しなければなりません。その判定がなされていないときに、保護者に不安感を与えるような言動は控えなければならないと考えています。

さて、発達障がい支援の件ですが、幼稚園・学校での捉え方の差についてですが、小学校へ就学され、45分間の授業が進んで行くにしたがって、いろいろな児童の実態が見え、立ち歩きや教室に入れないといった様子も目立ってくるようになります。

小学校では、そういった児童に対して、保護者との連携を取りながら、実際にお子さんの授業の様子を観察してもらったり、特別支援コーディネーターを中心にして、保護者も交えた支援策を講じて、個々の支援を進めているところです。

しかし、特別支援が必要な幼稚園児については発達段階から、まだ十分に表立って現れていないケースや、保護者の受け止め方として、ほかのお子さんと比べて、さほど自分のお子さんが発達の課題があると認識されるケース

が少なく、その支援が思うように進んでいないため、幼稚園と学校で認識・支援の差が出ていると思われます。今後、幼稚園と小学校との連携を進めるだけでなく、幼稚園において保護者との教育相談活動を進めながら、しかるべき段階で、保護者に自分のお子さんの実態を正しく理解していただき、適切な支援が実施できるように指導していきたいと考えています。

また、支援が必要な子に適した独自の支援計画の作成をはじめ、指導計画の作成が求められていますが、この作成については、各校に特別支援コーディネーターが位置付けられ、特別支援コーディネーターが中心になり、その指導計画を立案し、進めているところです。しかし、幼稚園では、そういった組織の整備が、現在十分になされていないため、そういった面も併せて、本田議員の言われる捉え方に差が出てきているのではないかと考えられます。

今後、毎月の定例の校園長研修会を通して、少なくとも町内の幼稚園・学校の職員間においても、発達障がい者支援のあり方について、共通認識を図り、その支援が有意義なものになるようにしていきたいと考えています。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再質問を行います。

今ほど、町長、保健センター長また学校教育課長から答弁をいただき、発達障がい支援の方は理解をされているということは大変理解をいたしました。そこで、発達に何らかの障がいがあると考えられる子どもが年々増加されていることも理解をされていると思います。なおさら、もっと真摯に受け止めていただいて、対応が必要ではないかと考えますが、先ほどの答弁の中でも、指導計画の立案を進めているという答弁をいただきました。なぜ、今日までに早く対応ができなかったのか、どのような今現在状況なのか、理解のできる答弁をいただきたいと思います。

また、本当に発達に何らかの障がいがある子どもを持っておられる、もっているという言葉は悪いですが、おられる保護者が大変ご苦労されていると思います。また、なかなか相談もできず、自分の子どもがそのような発達に障がいがある、課題があるということに受け止めている保護者も大変少ないと思いますが、幼稚園・学校に対しては今の答弁では理解をいたしますが、職員に対して、どのような指導をしているのか。また、今日までの指導方法について、どのような考えがあるのか、答弁を求めたいと思います。

そこで、また、不登校問題・非行問題では、発達障がいの早期発見・診断・支援で予防ができなくなり、不登校になると考えますが、教育委員会としての答弁を求めます。また、保護者への適切な支援が町としては見えておりませんが、支援体制について具体的な答弁を求めます。

次に、愛荘町の子どもを支援する部署の設置および機能にお聞きいたします。中学校にはスクールカウンセラーがおられますが、小学校にはカウンセラーがいないと聞いておりますが、いなければ設置をされるのか、されないのか、答弁を求めます。責任ある組織のもとに、一貫性のある効率で利便性の高い行政サービスが、個々のニーズに応じて提供されることが必要だと私は考えております。愛荘町の中に相談や児童への対応について、相談できる機関がなく、支援ができる機関は必要ですが、期間の設置についての答弁を求めます。

また、発達検査・分析・医療機関等々、コーディネーターする専門職の配置、就学前の発見と支援、就学後の発見と支援、教育環境の整備、個々のニーズに応じた教育支援が必要と考えますが、答弁を求めます。

大変長く再質問をいたしましたけれども、最後に町長にお聞きしたいと思います。町長も発達支援を理解されていると思いますが、今日までの取り組み方が本当によかったのか。その精査の結果について答弁をいただきたいと思います。また、私は5年、10年後の計画は、どのようにされているのかということで、再度そのあたりはなかったと思いますので、計画についての答弁を求めたいと思います。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、本田議員の再質問で、相談等の機関と言いますか、執行体制の整備についてご質問があったかなと思いますので、それについてお答えを申し上げます。

縷々必要性につきましては、町長答弁の中で申し上げましたが、そういった中で、今現在、愛荘町行政組織条例の中では、社会福祉課・健康福祉課・保健センターという3つの中で、いろいろな発達支援の関係・発達相談の関係をやらせていただいているわけなのですけれども、実態として、条例に則した業務はできていないということで、今現在、社会福祉課・健康福祉課それと保健センターにつきましては、施設という位置付けでございますので、現時点においては行政機関という位置付けはできておりません。そういったことを総合的に見直しまして、早い機会に条例あるいは規則、また執行体制を見直したいということで、今現在、進めておりますので、ご理解をいただき、その執行体制が整ったのちは、いわゆる発達相談・子ども支援等々、子どもが将来にわたって、また親御さんについても、そうした子どもに気づく、いわゆる行政ができるように進めてまいりたいと思いますので、組織については、今現在、考えているということをご理解をいただきたいということに思います。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(堤清司君)再質問の中で、指導計画が出されていないじゃないかなという話がありましたけれども、指導計画については、すでに小学校・幼稚園も立案されて、今それを進めているところであるということをご理解いただきたいのと、ただ、幼稚園の方では、そういった組織体制が十分でないということですので、そのことについては指導しながら進めていきたい、と思っています。

もう1点の不登校についてですが、私もこの町に寄せていただいて、非常に不登校の率が高いかなということをちょっと心配しているのですけれども、早期発見・早期対応が大切じゃないかということのご指摘があったのですけれども、一応、今のところ、町としましては、不登校の子につきましては、適応教室、フレンズという名前のもとに、不登校のお子さんを対象にした学校機関以外、教育機関として設置され、週2日そこで開かれて、子どもたちが通っているという状況で対応させていただいていますのと、各校では組織の中で、不登校対策委員会と不登校が実在する学校におきましては、そういった部分でもって、先ほどの特別支援コーディネーターあるいは担任、保護者あるいは専門の機関等と相談しながら、改善を図るように進めているのが現状です。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)今日までの取り組みがどうであったかというご質問ですけれども、確かに、私自身もこの発達障がいについての状況というのは、十分把握できていませんでした。今回のご質問で新たに認識を新たにしたところでもありますけれども、状況把握も十分でなかったということから、この取り組みについては保健センターなり、それぞれの現場でお任せしていたというような状況でありましたが、これからやはり、これは町として真剣に取り組んでいくべき課題だということを改めて強く認識いたしましたので、体制を整備しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、5年、10年先の話ですけれども、これから私どももこの問題について、先どのように取り組んでいくのか、まだ十分な議論ができておりません。これから、広域的な課題も取り組んでおりますので、それも含めて圏域として、あるいは町として、現場として、どういふふうに取り組んでいくのか。先を、将来を、先を見据えて議論を深めてまいりたいというふうに思っています。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再々質問を行います。

機関の設置については、現在進めているというということを理解いたしましたので、早く進めていただきたいと思えます。

私の聞き漏れなのかわかりませんが、小学校にはカウンセラーはいないということで、設置されるか、されないかという答弁があったのか、なかったのかなと思いますので、私が聞き漏れしているのなら、答弁をいただきたいと思えます。

次に、学校の教育現場において気になる児童や担任が、発達支援に関わり困っている児童がおられ、学校内で情

報交換を行っている、具体的な困難を感じている教諭もおられると聞きますが、教育委員会としてのそのような教諭に対して、どのような指導をされているのか、答弁を求めます。

また、気になる児童がいれば、甲良養護学校の教諭に発達検査を依頼していると聞きますが、また医療が必要な場合には幼児保健医療センターや滋賀医科大学に紹介している児童もいると聞きますので、児童のためにも、早急に対応していただきたいので、答弁を求めたいと思います。

最後になりますので、理解のできる答弁をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(堤清司君)ただいまの再々質問の中で、小学校のカウンセラーの設置のことについて、答弁できていないのではないかと、指摘があったのですが、カウンセラー業務は、県の方の事業として中学校に主に設置されております。

それで、県の経費がそこで見られていて、小学校にはそういったケースが万一合った場合は、中学校のスクールカウンセラーと連携を取りながら、活用していく、相談していくというようにしておりますので、小学校の設置としてはありませんけれども、中学校に設置されて、そういった対応をしていっている。ただ、小学校の場合も大きな事件・事故、例えば自殺とか、あるいは他殺とか、そういった非常に社会を揺るがす大きな事象が起こった場合は、子ども達の動揺を考え、小学校に県が配置されることもあります。そういった部分で、小学校のスクールカウンセラーは、中学校のスクールカウンセラーと連携をしていながら、対応していきたいなということを思っています。

それと、教諭の方の件ですが、教諭の指導力についての件だと認識しておりますが、確かにいろいろな教諭がいてありますが、そういった部分につきましては、夏休み、あるいは日々の研修でもって、校長の方から指導していただいているのは現状であります。この教育委員会の方に届出、あるいは耳に入るようなことがあれば、私の方も直接対応していきたいなということを思っています。

ただ、いろいろな指導力を育成していくのは、今県下の教育委員会での課題でもありますので、そういった部分では、愛荘町にすばらしい先生を育成していく、それも教育委員会の責務であるなということを思っていますので、よろしく申し上げます。

もう1点、発達検査を医療へどのようにつなげていくかということですが、非常にナイーブ、大変神経を尖らせていかないと、先ほどお話ししたように、保護者の方に自分の子どもが障がいがあるというような認識を与えたり、あるいは誤解を招くような言動になりかねませんので、非常にそういった部分では、学校現場・教育現場では気を使いながら、あくまで保護者と人間関係ができた上で、機関へつなげていくと。おもむろに、あなたのお子さんは障がいがあるから、機関に行きなさいというようなことで、学校と保護者、教師と保護者の人間関係が崩れてしまう、そういったケースが過去多々ありますので、そういった部分ではきめ細かく、学校長を通じて、園長を通じて、教諭の方に指導している現状です。以上です。

○議長(辰己 保君)暫時休憩とします。再開は35分とします。

休憩午前11時28分

再開午後11時35分

◇伊谷正昭君

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。7番、伊谷正昭君。

〔7番伊谷正昭君登壇〕

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。ただいまから、一般質問をさせていただきます。お願いします。

まず、給食センターの工事が本格的に着工の運びとあいまってまいりました。給食センターの業務の開始は、平成24年1月に予定をされておられますが、子どもの生活習慣病の増加、子どもの体力・気力の低下が懸念をされております。日常の食事との関連性も指摘をされています。町内のさまざまな関係機関紙などで「早寝・早起き・朝ごはん」が子どもの心身の健やかな成長を支えていると言われております。

愛荘町の給食あり方検討委員会では、いかに愛荘町の子どもたちに安心安全な食事を提供し、伝えていくなかで、食育が意識をされ始めてまいりました。

さらに、社会問題として、環境負荷の増大が指摘をされ、町内の食事・給食を見直すときに、食材の環境(地産地消、また生ごみの活用方法など)による農業振興や、無洗米の利用による琵琶湖の水質向上、農薬を控えた食材づくりによる環境負荷の軽減も視野に入れることだと思っております。

私たちの生活に欠かせない食、食を取り巻く環境の変化や食の教育力の低下などにより、健全な食生活が失われつつあります。生涯にわたって健康で豊かな人間性を育んで行くために、子どもの頃から食に対する興味や関心を育て、食に関する知識、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが重要であろうかと思っております。

そこで、学校における食育について、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

1つ目は、食をめぐるさまざまな問題、例えば、食を大切に作る心の欠如、食習慣の乱れ、生活習慣病の増加、また食の安全上の問題、さらには伝統ある食文化の喪失などにつきまして、園児・児童などのアンケートにより、実態把握をされておられますかということ。

2つ目は、愛荘町の食育基本計画を策定し、学校・保護者また町民などに、いつ頃までに、このようなことを開示公表されますか。

3つ目は、地場産物の活用について、地域の農業者などとの協議により、地域の農産物の活用をどのように計画をされておられますか。

4つ目は、学校栄養職員による食に関する取り組みについての計画はありますか。ということで、また、給食調理業務について、民間委託の方法についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。委託業者の選定方法の基準の考えはございますか。また、委託方式の場合、食材の質が落ちるのではないかと、食材の産地や加工品の成分の確認は誰が行うのですか。食の安全や衛生管理は大丈夫ですか。なお、調理業務を民間委託する場合のメリットは何ですか。などについてのご見解の答弁を求めるものでございます。

以上、質問を終わります。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

[学校教育課長堤清司君登壇]

○学校教育課長(堤清司君)ただいまの伊谷議員につきまして、大きく2つあったかと思っておりますが、そういった部分を合わせて、答弁させていただきたいと思っております。

まず、給食センター開業にあたり、食育推進、実践について、4点あったかと思っておりますが、現在、直接児童・生徒に食に関するアンケートはとっていませんが、例年1月の給食週間で、どの校園でも、食に関して関心を持つとともに、広く食材にも関心を持つことを目的として、いろいろなイベントも行われ、園児・児童・生徒の食への関心を高めているところではあります。

また、食事をつくられる調理員の方やお家の方へ、日々の感謝を表す機会としても捉えています。学校給食では、月に1回、食育の日を設定し、各月ごとに食に対する関心を高めているところではあります。7月には、県の抽出校ということで、5年生を対象にした食事調査が実施されましたが、いずれその結果が町にも公表されるのではないかと考えています。

次に、新しい給食センターの開業に向けて、日夜努力しているところです。幸い、今年から本町にも学校栄養教諭が配置され、今後より広い食育を進めていきたいと考えています。食育については、(仮称愛荘町学校給食食育推進計画)をもとにして、学校・園で推進していきたいと考えています。

地産地消の推進から、できる限り、地場産物の食材を取り入れていくように進めているところですが、食材によっては、年間通して安定供給するのは難しい状況であります。お米は、保存等もでき、安定的に供給することができますが、生野菜等は、その特質上から課題の多い食材であるため、大量に定期的に賄うことは難しい状況です。地元農産物供給としては20%以上を供給しています。6月には小鮎、9月にはキャベツや白菜・大根、また地域の特産物であるブドウについても、給食のメニューとして考えているところです。今後、農業経営者やJA東乙刈こ、定住圏自立構想の地産地消部会とも協議を重ね、こういった食材が使用可能かも見極め、その使用について進めていきたいと考えています。

4点目の件ですが、先ほども申し述べましたが、本町にも今年度より、栄養教諭が配置されました。これは広く県内全域において、その食育指導において、教育水準の一定レベルを保ち、振興するように、徐々に県下市町にも配置されてきたものであります。県の意向を重視し、本町でも食育基本法に沿って、町独自の食育をますます推進していく所存です。

また、各校では、年度当初に食の指導に関する全体計画を策定し、栄養士が中心になってT・T指導として食育の指導にあたっているところです。

続きまして、給食の調理業務の委託についてですが、まず、調理業務を委託した場合の選定基準ですが、(1)学校給食業務に対する基本理念はどうか。(2)教育・研修体制は整っているか。(3)安全・衛生管理は整っているか。(4)万が一、中毒等の事故が発生したときの体制や、損害賠償はどうするのか。などの選定基準として考えています。

次に、調理業務を委託した場合であっても、食材の質・産地・加工品の成分等につきましては、今までどおり、町の栄養士が献立を作成するとき、食材の分析や成分について調査します。その献立を献立検討委員会で協議し、その献立に基づいて栄養士が業者に発注し、納品される食材の検収については、今までどおり、所長または栄養士が中心となって、検収することを考えております。

このように食材の発注・納品・検収までを町で実施し、その後の調理・配送は委託することも検討しているところです。当然、調理に関しては、安全でおいしい給食を提供することが委託の条件となります。また、アレルギー食につきましても、今後献立検討委員会の中でアレルギー部会を設置し、アレルギーの子どもさんの保護者を含めて協議するなど、十分な食材研究・対応を考えております。以上です。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷です。再質問をさせていただきたいと思います。

今ほどの答弁をお聞かせ願ったわけですが、具体的な計画が、あまり進んでないような気がするわけですが、あと開業まで1年足らずであります。それともう一つ、いろいろな食育計画等委員会があるようですが、これを1本にまとめた形の検討委員会というようなものを、おつくりになったらどうかというふうに考えるわけですが、

食は、私たちが生きていく上で基本的な営みの一つでございますし、心身とも健全な生活を送るためには、健全な食生活に欠かせないものがございます。しかしながら、近年の食生活を取り巻く生活環境の変化などに伴いまして、偏った栄養摂取など、また肥満傾向の増大やら、過度の瘦身などの健康上の諸問題に加えまして、誤食等の食環境の乱れ、さらには食を通じて身につけられるモラルやコミュニケーションの能力が低下をしております。

食文化の喪失など、さまざまな問題がございまして、食育推進を図るために、具体的な取り組みをするために、先ほどおっしゃいました、名称がちょっと違うのですが、学校給食運営委員会、そういうような検討委員会をおつくりになって、もっと広範囲に、幼稚園から7歳に学校、中学校を含めた大きな委員会を設置していただけないものかなと

いうふうに考えるわけでございます。

そこで、もう1つは、計画の査定、給食センターの設計から踏まえて、現在の設計なり、あと先ほど申し上げました食育、それと地域のコミュニケーション、そういうことの愛荘町の食育に関する推進だというふうに考えますので、ぜひ今の設計の段階から検討委員会を立ち上げることのお考えがないか、その答弁を求めるところであります。以上です。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(堤清司君)今ほど、伊谷議員の方からの再質問の中で、給食検討委員会の設置をというのがありましたけれども、今現在は愛知川学区の方には学校給食センターに運営委員会、そして秦荘学区の方には、学校給食安全検討委員会ということで、町にそれぞれ学区ごとに2つの給食に関する運営委員会が設置されていました。今後、平成24年の1月の開業に向けて、今ご指摘いただきましたように、検討委員会も1つのものに、組織をやって対応していく必要があるかなということを考えていますので、今のご指摘のとおり、話を、今年度中にその準備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長(辰己 保君)暫時休憩をします。再開は1時からとします。

休憩午前11時54分

再開午後1時00分

◇河村善一君

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き、会議を開きます。6番、河村善一君。

(6番河村善一君登壇)

○6番(河村善一君)6番、河村善一。3点について一般質問を行います。

今年度は異常気象で、日本の各地で予測不能な災害が起きている。特に、今年の7月中旬までは雨がよく降り、九州・中国地方に大変な被害をもたらしました。被害の現状をテレビなどで見ると、自然の恐ろしさを感じます。幸い、愛荘町では今までのニュースなどを見ている限り、甚大な被害はなかったものと思われませんが、部分的には出たのではないかと心配しています。

4月から今日までの間、自然災害・農業災害など、町内での被害はあったのか、またその対策をされてきたのか、お尋ねいたします。その中に含まれているかどうかわかりませんが、雷被害が近くでも起こりましたし、昨日も雷が起っていました。今まで雷がなっても、山の向こうでの出来事と考え、あまり気にもとめていませんでしたが、近くで7月15日、近所で雷が落ち、数件に甚大な被害をもたらしました。

その1つで、雷の落ちた、電柱に落ちたわけですが、外灯が破裂して粉々となり、地面に落ちました。もし、近くを歩いている人がおられたら、たいそうな怪我をされたのではないかと、歩いておられなくて幸いだったと思っています。2つ目、雷が落ちた数軒のうちの1軒では、冷蔵庫以外の電気製品がすべてだめになってしまったとのこと。実際、その家では、電気製品の取り替えと、家の中の配線のやり替えなどで、復旧には100万円相当かかったと言われます。また、その家の近くのアパートにも雷が落ち、アパートの各部屋の給湯器・パソコン・エアコンにも被害が及びました。そのほか数件の家で配電盤が焼け、交換されたと聞いております。2、3年前にも別の場所でNTTの電柱に雷が落ち、数軒の電話機、ファックスがだめになったことがあります。近所で、ここ数年間に何回かの雷被害が出たことを思うとき、愛荘町でも多くの雷被害があるのではないかと心配しています。雷以外にも、自然災害が心配される昨今、そこで、次の点について質問いたします。

1つ、公共物の雷対策は万全なのか。

2つ目、個人の家に雷が落ちたときには、甚大な被害をもたらします。ちょっとした心がけで、電気製品・電話機等々の雷被害の予防対策ができるよう、雷に対する基本知識と注意事項を町民に紹介し、注意・喚起の啓蒙が必要だと考えますが、町はその予定はあるのかどうか、お尋ねします。

3つ目、雷以外にも地域限定の集中豪雨・鉄砲水・突風などの自然災害が心配されます。今まで愛荘町で起こっていても、いつ起こるかわかりません。町として、自然災害に対する取り組みは万全か。また、町民への周知徹底がなされているか、その取り組みについてお尋ねします。

4番目、今回、雷が落ちた家に聞いてみると、自分のところだけに雷が落ちたと思っておられていて、隣近所でも雷の被害があったのがわかっていないのが現状です。そこで、雷およびその他の自然災害が起きた場合、各自治会は災害の実態を調査して報告してもらうようお願いし、町では被害の実態を早急につかむように努めるべきだと考えます。現在、そのようなシステムはできているのかお尋ねします。

5番目、上記の報告を受けた上で、自然災害に対するなんらかの見舞金が必要と認められた場合、迅速に被災者に見舞金が支給できるよう検討すべきではないか、お尋ねいたします。

第2点目の質問をいたします。農業施設の老朽化についてであります。

農業にとって水は大切なもので、その確保は農業に欠かせません。秦荘地区のほ場整備事業が昭和49年(1974年)から昭和61年まであり、豊国地区のほ場整備事業が昭和48年から昭和60年までありました、愛知中部土地改良区のほ場整備事業が昭和57年から平成3年まで行われました。その後、この豊国土地改良区と愛知中部土地改良区は合併し、現在愛知川土地改良区となっています。

当初取り組んだところのほ場整備事業から37年から19年が経過し、用水路と排水路の各所の老朽化が目立ってきています。

先日も、農業用水路の幹線となっている道路の下のところから、相当量の水があふれ出て、ほたが、いつ陥没してもおかしくない状態となっています。ちょうど田植え直後のときでもあり、水を必要としていたときでもあったので、破損箇所が特定できず、水を必要としない刈り取り後に色粉を使って、破損箇所を特定して修理を検討することになりました。そのほかにも用水路と排水路の修理の必要な箇所が数十ヵ所はありと見受けられます。そこで、次の点について、町の考えを尋ねます。

1つ、現在、農地水環境のまるごと保全対策事業で、用水路と排水路の修理に、集落ぐるみで取り組んでいただいて、何とか修理が保たれているのが現状であります。しかし、その事業も現在4年目で、来年度で終りとなります。大変意義深い事業であると思うので、今後も継続するよう、国と県に強く要望してもらいたいと思っています。その考え、取り組みについてお尋ねします。

2つ目、もし、国や県がだめになったり、減額された場合には、町単独でも取り組むべきだと思いますが、町まどのように考えているか尋ねます。

3つ目、当面は、修理で済むかもしれませんが、本格的なやり換えの時期も必ず来ます。そのときには、町民および受益者の理解を得た上で、事業に取り組む必要があると思いますが、町として今後どのように考えておられるのか、取り組まれるか、お尋ねしたいと思います。

3点目の質問です。小学校の通学路の安全確保についてであります。

先日、小学校の通学路について、区長とともに、地元の小学校保護者の役員の方から現況の報告と、その対策を求められました。その点の何点かについてお尋ねいたします。

1つ、現況を聞いた翌日、区長と一緒に、問題とされている場所を確認して歩きました。その1つで、植え込みの木が道路にはみ出ているお家には、子どもの安全性を訴え、木を切ってもらうことをお願いいたしました。そのほか、自治会で対応できるものは自治会で積極的に取り組むよう話し合っています。当然、教育長・校長は認識されていること

と思いますが、実際に歩いてみて、その危険性・安全性を共通認識して取り組むことは大切なことと思います。

2つ目、上記の問題指摘の場所を見るだけでなく、子どもたち・保護者・先生・地域の方々が協力して、安心して登下校できる通学路の安全マップづくりをしたらどうか、提案します。そのとき、愛まう君を・横断歩道・信号機も書き入れ、すべての関係者が共通認識をしておくべきだと考えます。

3つ目、学校前の道路改修工事について、昨年より要望していますが、上水道の敷設事業計画年度のため、多年度にわたっているものもあります。しかし、子どもの安全、交通安全のこともあるので、できるだけ早く完了するようお願いしたいと思いますが、その計画は怎么样了か、お尋ねします。

4番目、最近比以前にも増して、成人の大半が自動車を持ち、車の台数が増えています。通勤などで運転され、通学時間帯と重なり、危険な状態となっているのが現状です。交通標識があったり、路側帯がありますが、十分交通マナーが徹底されているとは思いません。

今一度、運転者に対して、運転マナーの徹底と子どもたちの登下校のときには、車はスピードを落すよう、町あげて啓蒙し、交通事故のない町にしたいと思っています。その取り組みの考えをお尋ねいたします。

以上、3点についてお尋ねしたいと思いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

〔政策調整主監村西作雄君登壇〕

○政策調整主監(村西作雄君)河村議員の小学生の通学路の安全確保についてのご質問のうち、4点目についてお答えをいたします。

愛荘町における児童・生徒を交通事故から守る取り組みには、学校をはじめ、スクールガードやPTA・民生委員・地域の自治会や老人会・交通安全推進員・町の交通指導員の皆さん方や警察など、さまざまな主体が積極的に関わっていただいています。

また、町内4小学校に配置いただいている4台の防犯パトロール車によって、子ども安全リーダーやパトロール隊の方々が交通安全も兼ねて、毎日の下校時間帯に見守りをいただいています。子どもたちの安全を願ってのさまざまな取り組みとは言え、日々のご努力は大変なものと感じます。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

さて、質問にもありますとおり、交通安全推進に関わる皆さまが口を揃えて申されることは、一部の自動車運転者のマナーがあまりにひどいということです。このことから、特に朝夕の通学時間帯に、パトカーによるパトロールもお願いしております。その結果、通行する自動車の減速に効果も見られて来ました。

しかしながら、警察の力だけでは、ドライバーの意識を変えることは大変難しく、行政でも運転者に対する啓発として、毎月2回と、春・秋の交通安全期間中の交通パトや、自治会を通じて飛び出し坊やの設置などを行っていますが、最も効果があるのは、多くの方の目であると思います。

今後も地域の皆さまの目によって、悪質な運転を監視し続けるよう協力を仰ぎたいと考えておりますが、町も子どもたちの安全を守る取り組みに、さらに尽力したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(辰己 保君)総務課長。

〔総務課長西川都々子君登壇〕

○総務課長(西川都々子君)河村議員の自然災害、特に雷の被害についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の公共物の雷対策は万全か、とのご質問ですが、公共物すべてについての確認はできておりませんが、役場愛知川庁舎や秦荘庁舎につきましては、避雷針を設置しております。建築基準法では、高さが20m未満の建築物には設置義務はありませんが、《雷の打上施設となる施設は、(ア)設置し、(イ)エースを添付し、(オ)オ

例には誤直葬別はゆりまじんが、火舌の絶点地獄なる地獄としし誤直ししていることでもいまい。

2点目の雷対策の予防知識の紹介や啓蒙が必要であり、その予定はあるのか、とのご質問でございますが、雷は突然やってきますが、地震災害のように全く予測がつかないものではありません。雷が鳴り始めたら、正当な防御方法さえ熟知し、行動に移せば被害も極力少なくなると考えます。

特に、一般家庭の引き込み電線やアンテナなどに落雷した場合、家電製品へ電流が流れ、大きなダメージを受けることがあります。こうした状況を回避するためには、家電製品の電源コードやモジュラージャック・LANケーブルなどを抜くことで故障を防げることが多いようです。また、各家庭でも避雷針や消雷装置の設置が有効とのこと。町としては、今後、雷についての知識や予防対策等を広報等で住民に周知していきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目のご質問で、町として自然災害に対する取り組みは万全か、また、町民への周知徹底がなされているか、についてでございますが、ここ数年、日本各地で局地的な豪雨や、それに伴う落雷が多く発生しており、特に、集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫により、大規模な被害が各地で報告され、死者、行方不明者も多く発生しています。

愛荘町におきましては、ご承知のように、大規模な災害もなく、幸いして死者等も発生しておりません。しかし、近年の異常気象により、今後は今までの常識も全く通用しなくなり、どこでも強烈な雨風が突然襲いかかることが十分予測されるところでございます。

こうしたことから、町においては、気象庁や滋賀県との情報のやり取りについて、システムを強化し、また、各消防防災関係団体、役場関係各課等との連絡強化を行っております。さらに、各自治会や自主防災会での洪水ハザードマップ等の周知・屋外防災無線等の利用促進・各種防災訓練・研修など、住民参加の取り組みを充実し、周知徹底しているところでございます。

4点目のご質問ですが、町内の被害の実態を把握するシステムはできているのか、についてでございますが、落雷についての被害調査ですが、町としては実施しておりません。町としては、各世帯に配布しております防災行政無線受信機が、落雷により故障したとの連絡を、毎年1、2件報告を受けており、本年度においても1件、矢守の方で落雷による被害報告を受けている程度でございます。

また、町内の年間の落雷数も把握しておりませんが、気象庁のホームページ等で確認すると、相当あるように予測します。しかしながら、落雷の多くが山間部であり、民家周辺での落雷は少ないと予測されます。また、民家周辺や一般住宅への落雷があっても、痕跡がないことも多く、家電製品が故障し、メーカーが証明した場合以外は、落雷があったかどうかと特定することは困難であると推測されます。

5点目のご質問の自然災害に対する被災者に対して見舞金の支給についてでございますが、現在、国や町では自然災害等において、住宅が全半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金や見舞金の支給制度が存在します。

特に、町においては、罹災者見舞金交付の内規が定められており、災害救助法および災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けない町民の被災者に対しては、必要に応じ、見舞金の支給を行うこととしています。そこで、落雷により、家電製品等に被害が出た場合、町の見舞金制度に該当するかどうかでございますが、ここで言う自然災害とは、地震や洪水等の大規模な被害をもたらす災害を想定しており、雷のような被害が小規模な災害は対象外としております。また、被災の程度については、滋賀県災害救助保護計画の被害認定基準に基づくものとされており、それによると、損壊部分が住家とされており、動産は含まれておりません。国等のほかの制度についても、生活基盤に著しい被害を受ける住家の損壊、焼失等が対象となっておりまして、それが基本となっております。このことから、落雷による家電製品等(動産)への見舞金支給については、困難と考えているところです。今後においても、自助として個々の予防対策の徹底と落雷による損害は、任意での保険加入により対応をお願いしたいと考えます。

また、住民の中には火災保険への加入されているものの、動産の火災保険に加入の場合は、落雷での家電製品故障も保障の対象内であることを認識されていない場合がありますので、保険内容の確認を行っていただくなど、今後周知していきたいと考えますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

〔農林商工課長桑島正幸君登壇〕

○農林商工課長(桑島正幸君)河村議員の農業施設の老朽化についてのご質問にお答えさせていただきます。国の事業である農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、平成19年度に制度化され、来年度で終了年度を迎えます。本対策には、今日まで29集落が取り組まれ、農家と非農家の連携による農村資源の保全、さらには環境にやさしい農業の振興に一定の成果をもたらしたものと認識しておりまして、事業の存続については、今後、国の動向を注視しながら、機会をとらまえ、課題等も含め、関係機関に強く要望してまいりたいと考えています。次に、土地改良区財産でありますほ場整備事業地内の用・排水路の老朽化に対するご質問であります。現在、止水剤などで対応できる簡易なものについては、集落等で取り組んでもらっておりますが、井戸跡等による陥没などの補完工事などにつきましては、関係土地改良区の施設修繕事業として対応していただいております。平成22年度の用・排水路等の施設修繕費として、秦荘土地改良区や愛知川土地改良区で一定の予算が計上されていますが、財源確保や受益者負担等の課題から、抜本的な老朽化対策については、大きな懸案事項となっております。町にとりましても、老朽化する用・排水路の更新については、大きな課題ととらえております。現在、愛知川流域の2市2町のエリアで進められております国営の地区調査が、今年度から来年度にかけて実施されますので、その早期事業化に向け、要望活動を展開しているところですが、一方で、事業費に対する農家負担の問題や、今後の国庫補助事業に伴う土地利用規制など、いくつかの制約も生じてまいります。いずれにいたしましても、財産管理者であるそれぞれの土地改良区において、今後、主体的な論議をいただくよう進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

〔学校教育課長堤清司君登壇〕

○学校教育課長(堤清司君)河村議員の小学生の通学路の安全確保、通学路の安全マップおよび愛知川小学校前の道路改修工事について、ご質問にお答えします。

通学路の安全確保は、学校だけでなく、通学時の安全立哨のように、地域全体のご協力を得なければならないことは十分に理解しております。

町内4小学校の児童の通学は、いろいろな道路状況の中で通学していますが、その危険性は年々増してきて、ご指摘のように、植え込みの木があったり、安全を妨げる場合があります。

各校においても、その都度、危険な場合は、実情にあわせて対策を講じていますが、机上だけでなく実際に歩いて見ることは大事であります。

年度当初は、1年生の下校指導も兼ねて、1年生の担任をはじめ、管理職や教務部を中心に、各地域に分かれて1年生児童とともに下校し、通学路の安全確認や安全指導を現地で行っているところです。

2番目の通学路の安全マップについては、すでに学校によっては作成されているところもあり、PTA会員の方をはじめ、地域の方にもその周知を徹底しているところです。こういった取り組みは、町内全小学校に広めていくようにし、安全マップの作成に取り組みたいと考えています。

最後に、愛知川小学校前の道路改修工事については、愛知郡上水道事務所とも連携をとり、早急に完了するように

協議していきます。以上です。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)ありがとうございます。ほとんどのところで、十分ではないししろ前向きにいろいろ取り組んでいただいているところを、うかがい知ることができますので、いろいろ必要性、農業のところについても、十分な検討が今後必要だろうと思いますので、取り組んでまいっていただきたいと思います。

1つだけ、雷被害の、やはり、先日も農災に聞いてみますと、自分のところは7月15日に落ちているのだけれども、どうかと聞きますと、7月1日に非常な被害が起こって、7月1日に郡管内、管轄管内あちこちで落ちたというようなことも現状聞いておって、びっくりしたような現状であります。

そういう意味においては、被害が詳しいところまでできないにしても、実際には各自治会長が、やはり風評被害というか、そういうことのない意味においても、やはり、報告をもらう、あるいは簡単な報告をもらうようなことをしながら、今後、昨日でも雷があって停電もあったりした、そういうような状況においては、そういうようなものの報告をもらうように、システム化して対策を、今後、今すぐ対策できなくても何らかのそういう対策を打てるものではないだろうかというような提案もしていますので、その報告という、システムというか、それは十分考えてもらうべきだろうと思って聞いておりました。

その辺のことも十分考えてもらいたいと思いますし、その取り組みについては、まだ何も考えていないのか、話し合われていないのかという点を聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長(辰己 保君)総務課長。

○総務課長(西川都々子君)ただいまの再質問でございますが、今後、消防関係機関等も協議しながら、前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◇竹中秀夫君

○議長(辰己 保君)次に、13番、竹中秀夫君。

〔13番竹中秀夫君登壇〕

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中秀夫、9月議会に際し、一般質問を行います。

まず、愛荘町行政の最高責任者である町長はじめ、幹部職員の皆さんには、危機管理意識というものが欠落しているものではないかと申し上げたい。なぜなら、昨年来から、役場内部の不祥事や問題が表面化してきており、非常に目につく。具体的に申し上げますと、昨年の住宅リフォームの件や、今年度早々に判明した防犯自治会会計の不可思議な経理処理などの不祥事が相次いでいる。

当然のことながら、これらの不祥事は、外部からは知り得るはずもなく、内部告発により、露呈されたものであることは明白であるが、担当職員を指導監督する幹部職員は、これらの不祥事が発覚するまで、どのような指導監督をしていたのか疑問を持つ。見方を変えると、内部告発がなければ、これらの不祥事をいまだに放置しているのではないかと危惧する。公僕としての公務員の資質が問われる。

それ以上に、これらの不祥事が発覚して以来、町長はじめ幹部職員の対応に憤りすら感じている。不正なことは不正として、法に基づいた処分を行わなければならないが、今日までの答弁を聞いてみると、管理者としての責任に基づいて、公正に問題を解決しようとする姿勢が微塵も見えてこない。それどころか、いかにしてごまかそうと模索しているようにも映る。これは、私個人の意見でなく、町民の皆さんから寄せられた声でもある。

このような問題が、次々と露呈するのは、町長はじめ幹部職員の部下に対する指導不足と、日頃からの緊張感・危機感の欠落が招いた不祥事としか言いようがない。このことに対し、町長や幹部職員はどのように考えているのか。また、内部告発が悪いとは言わないが、そうせざるを得ない状況に職員を追い込んでいることが、職員同士の不信

感を募らせ、しいては住民サービスにも大きく影響を及ぼすものと考えているが、町長・副町長・総務主監それぞれの考えを答弁願いたい。

次に、2点目として、山川原ほ場整備事業について質問をいたします。

当該事業は、着工以来30数年が経過し、このたび地権者、行政互いの努力と話し合いにより、本換地がようやく見えてきたところであります。しかし、完成後30数年もの年月が経過すると、あちこちで劣化が見受けられる。地権者からは、7、8年前頃から、行政に対し、補修・改善を求める声が頻繁に起こっており、地域の推進委員会の会長からも申し入れが行われているが、一部のみ補修改善工事がなされたものの、その後、担当課に申し入れをしても一向に補修・改善が行われず、地権者間の不公平が生じていると地元の役員等も危惧しているようであります。

また、地権者は担当課の職員から、本換地が完了したあとも、現在求められている補修・改善については、改善を図っていくと言っているようだが、町長、副町長は、この件について、担当課より、どのように報告を受け、どのような指示を行っているのかを尋ねる。

また、まもなく本換地が終了すると聞いているが、本換地終了後、希望者には畦畔ブロックを施工すると、当時の故中野町長と地権者との間で約束が交されていると聞かすが、町長はこの件について認識しているのか。地権者は、町長が代わるたびに、この約束を反故にされるのではないかと危惧されているが、町長はどのように考えているのか、明確な答弁を求める。

3点目は、不飲川改修・愛知川右岸道路・神郷彦根線道路改築事業について、お尋ねします。

不飲川改修・愛知川右岸道路両事業は問題点が多く、進捗率はあまりよくないと聞いておりますが、何がネックになっており、どこに問題があるのか。さらに、今後の進展・見通しについて尋ねる。

一方、神郷彦根線道路改築事業についてであるが、橋梁部分の地盤調査はほぼ終わったと聞いているが、路線の設計がいつ完了し、全体像がいつ頃見えてくるのかが、いまだに不透明で明確に見えてこない。県の財政事業が非常に厳しいことは重々承知しているが、住民にとっても、町内企業にとっても、国道8号線における朝夕の交通停滞の緩和は長年の念願である以上、近隣市町と協力し、一日も早い神郷彦根線道路改築事業の着工を、県に対し、断固要望をしていかなばならないときであると思うが、県の考え方をどのように聞いているのか。

また、町長の今後の取り組み方針を踏まえての答弁を求め、一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)竹中議員のご質問のうち、まずは幹部職員の危機管理意識について、答弁をさせていただきます。

このたび、防犯自治会愛荘支部の会計処理で、担当職員による資金一時流用が発生しました件につきましては、住民の皆さまの信頼の上に成り立っている公共現場での不祥事であり、許し難い行為でありまして、住民の皆さまに心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

この会計は、本部が東近江市に所在する東近江・愛知地区防犯自治会からの助成金を、町の総務課が所管しております愛荘支部が受け入れております団体の会計であります。もとを正せば、防犯自治会の構成団体などが負担をしております公金であります。

今回の不正は、数回に分けて59万円余りの資金を引き出し、流用したもので、公的な使用もありましたが、私的なものも含まれており、発覚前の21年度末に全額を自主的に会計へ返済していたものであります。不正の発見が遅れたことや、その後の処理におきましても、迅速を欠き、大変な不信とご迷惑をお掛けいたしました。この点におきましても、厚くお詫びをいたします。

特に、昨年の管理職による町補助金の不正受給に引き続き、またぞろ起こした不祥事であり、言い訳のできない誠に残念至極な事態であります。昨年の不祥事発生後、職場研修の実施や朝礼での誓いの朗読、報連相、つまり報告・連絡・相談の徹底、懲戒処分の基準作成、あるいは、これらの職員への徹底など、あらゆることをやってきたつもりですが、今回、裏切られた思いでいっぱいあります。

合併して5年目、職員全員が合併直後の緊張感の中で、寝食を忘れ、新しいまちづくりに取り組んだ毎日を思い起こし、全体の奉仕者たる意識を再確認し、互いに自分自分を律し、公正な町政の執行にまい進する所存であります。住みよい愛荘町を築くためには、住民の皆さまとの協働が必要であり、そのためには住民の皆さまの信頼がなければ築けるものではございません。今後は信頼回復に向け、特別職・管理職・職員が今回の不祥事を猛省し、全力で公正な町政に従事する覚悟であります。

次に、山川原ほ場整備事業についての認識でございます。

この事業は、昭和52年に同和対策事業として着手依頼、実に33年目であります。8年前の平成14年3月に関係法が終了いたしました。山川原のほ場整備事業は完了できず、旧愛知川町におきましては、国の補助金は切れましたが、残事業について同和対策事業として位置付け、町の単独事業として継続してきたものであります。

その後、町村合併により、平成18年2月に愛荘町となりましたが、この事業の完成を目指し、今日まで地元関係者ともども、精力的に取り組んできました。ようやく面的整備は完成の運びとなり、換地処分を待つばかりとなりました。そこで、かつて、この事業にご尽力いただいた中野町長と地権者の約束についての認識ですが、これまで申し伝えとして聞いております畦畔ブロックにつきましては、換地後、整備をさせていただく方向で検討をいたしておるところでございます。

○議長(辰己 保君)副町長。

〔副町長宇野一雄君登壇〕

○副町長(宇野一雄君)竹中議員の、町長や私、幹部職員による職員に対する指導力不足により危機管理意識が欠如しているのではないかとのご質問にお答えをいたします。

まずもって、昨年発生いたしました愛荘町幹部職員によります愛荘町緊急経済対策住宅リフォーム促進事業補助金の不正受給事案、その事案から1年も経過しない中で発生いたしました愛荘町職員による団体資金の一部を私的に流用した事案につきまして、議会のこの場をお借りいたしまして、改めて、町民、議会議員の皆さまにご心配をおかけしましたことに対し、お詫びを申し上げます。申しわけございませんでした。

職員に対する指導につきましては、愛荘町職員服務規程・愛荘町職員倫理規程の徹底はもとより、不正・不祥事の発生防止・飲酒運転の防止・役場に出入する関係業者との誤解を招きかねない行為の禁止等々の綱紀粛正を、機会あるごとに課長会議で、また年2回、8月と12月にイントラネットを通じ、職員各位に徹底してきたところでございます。

それにもかかわらず、1年も経過しない中で2件の不祥事案が発生いたしましたことは誠に遺憾であり、一部の職員とはいえ、今日まで職員に対し注意を喚起し徹底してきたことを活かせなかったことは全く残念であり、憂慮に耐えない状況でございます。ご質問で、町長や私、幹部職員による指導不足や、日頃からの緊張感・危機感の欠落が招いた不祥事とご指摘いただいております。これを否定するわけではございませんが、職員個々が地方自治法第1条に規定されております地方自治の本旨や地方公務員法第1条の後段に規定されています「もって、地方自治の本旨の実現に資することを目的とする」を、理解しておらず、公務員としての自覚が欠如していたものと深く反省をいたしております。

昨年発生いたしました不祥事以降、愛荘町職員に対する町民皆さまの信頼を回復するため、職員に対し、職場研修等を強化し実施してまいりましたが、結果的に活かされておりました。実施してまいりました職場研修等の内

寺と連化した大庭しよいりまひのたが、昭和三十九年がたひのつよひのてした。大庭しよいりまひの職物町修寺のりり容は、総務主監からご答弁を申し上げます。

次に、ご指摘いただいております、特別職や幹部職員の危機管理意識の欠如の問題でございますが、危機管理意識につきましては、特別職・管理職はもとより、職員全員が常に念頭に置き対応すべき事項でございます、不祥事はさることながら、行政全般に通ずるものでございます。

行政が住民にサービスを提供していく上で、さまざまな危険や災害・行政上の問題等々、危機的な状況が発生した場合、その問題を迅速かつ的確な対応が必要といった観点から、その対処方法のシミュレーション、いわゆる緊急対策・連絡体制の確認・報道機関への対応・関係機関等との連携等々を想定し、その予防策とダメージコントロールを検討し、実行に移す、そのプロセスを規定したものが危機管理マニュアルであり、これをコントロールするのはリスクマネジメントであると認識いたしております。

これら危機管理意識につきましては、全職員に浸透しているかと考えますと、知的理解に終わっている職員も多々いると思っております。今後、職員を市町村研修センター等へ派遣し、危機管理研修あるいはリスクマネジメント研修に参加させる。また、外部講師を招請し全体集合研修を実施するなど、危機管理意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。あわせて、危機管理マニュアルの策定をも検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、不祥事が発生すれば、このようなことを常に申し上げ恐縮ではございますが、今後、愛荘町職員服務規程・愛荘町職員倫理規程の徹底をはじめ、職員と所属長は、悩み事など何ごとにおいても気軽に對話できる環境づくりや、組織上のチェック機能の強化等を進め、再びこのような不祥事が発生することのないよう、特別職・管理職・職員が一丸となって不正・不祥事の発生防止に努めてまいりますとともに、町民の皆さまに対し信頼回復に努めてまいりたい決意でございます。

続きまして、山川原地区ほ場整備事業にかかる補修・改善について、町長、副町長はどのように聞いているのか、またどのような指示を行っているか、とのご質問にお答えをいたします。

山川原地区ほ場整備事業につきましては、山川原地区はもとより、川原地区、彦根市の野良田地区を受益面積に含め、昭和52年12月に同対策基盤整備事業の認可を受け、進めてまいったところでございます。受益者が多数であったこともございまして、全受益者の同意を得ることができなかったことから、同意を得られた事業区域から施行してきた経緯がございまして、面的整備に約30年を要し、平成19年に受益の面的整備が完了したところでございます。

現在は、換地処分登記を法務局に提出してありまして、本年末には登記が完了することとなります。事業に要した期間、受益者の皆さま方や山川原地区ほ場整備事業推進委員会委員のご尽力に対し、感謝を申し上げる次第でございます。

ご質問の補修・改善につきましては、本事業着手以来、約33年が経過していることもございまして、年月の経過とともに劣化が生じてきております。これらは、直接あるいは間接的に聞き及んでありまして、劣化箇所等における補修等につきましては、要望等が出てまいった段階で、山川原地区ほ場整備事業推進委員会の意見を聞きながら、対応を行ってまいったところでございます。

今後、不都合箇所等、要望の出たまいりました補修等につきましては、山川原地区ほ場整備事業推進委員会の意見を聞きながら、対応してまいりたいと考えております。畦畔ブロックの施工につきましては、町長がご答弁申し上げたとおりでございます。

○議長(辰己 保君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、竹中議員の幹部職員の危機管理意識について、お答えをさせていただきます。

す。

まず、昨年に引き続き再度、職員の不祥事が起きたことにつきまして、職員に対する町民の信頼を裏切った結果となり、お詫びを申し上げますとともに、改めて、職員は全体の奉仕者であることを再認識し、再発防止と信頼回復に取り組まなければならないと思っております。

昨年の不祥事以降に取り組んでまいりました研修等につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。町職員に対する信頼回復と今後の職員による不祥事の未然防止を図るとともに、町政の透明性を一層高めるために、懲戒処分に関する指針を

10月1日に設け、処分を厳正かつ公平に行う基準を定めたところでございます。

また、12月には、全職員を対象に、職務の遂行上保持しなければならない公務員倫理意識を向上させ、もって町民の信頼を確保する意味から、職場内研修を各所属単位で実施をいたしました。県市町村研修センターからビデオを借りまして、贈収賄・公金詐欺・虚偽有印公文書作成・同行使事件の顛末を、判例をもとにドラマ形式で構成をされ、公務員倫理の重大さを訴えたビデオでございます。

このビデオを視聴したのち、各所属ごとに意見や感想、なぜ心にすき間ができたのか、日頃から防ぐためには何ができるか、何をしなければならないかなど、自由に話し合い、全員が理解・納得できるよう話し合っております。

また、10月以降から現在も継続しておりますが、各課の朝礼時に課員が週初めに誓いの言葉を輪番で読み上げ、常に意識を高めてきたところでございます。

しかし、結果として、これらの取り組みが実を結ぶことなく、不祥事が再発いたしましたことに深く反省をいたしております。今後は、この反省を踏まえ、職員自らの問題としてとらえ、自らの意識と行動を改革していけるような1歩踏み込んだ職員の人材育成に取り組み、職員一丸となって、町民の信頼回復に努める所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

〔農林商工課長桑島正幸君登壇〕

○農林商工課長(桑島正幸君)竹中議員の山川原地区ほ場整備事業にかかる補修改善等の今後の取り組みについてのご質問に対して、お答えさせていただきます。

町営山川原地区ほ場整備事業は、昭和52年12月に着手し、途中約18年間の中断を経て、平成19年3月に面的整備は完成させることができ、本年、換地総会および県の換地処分許可等を経て、本年末には換地処分登記が完了する運びとなっております。

着手から、約33年が経過し、ご指摘のような不具合箇所も見られます。不具合箇所につきましては、その都度、現地確認の上、山川原地区と川原地区の受益者の代表で組織されている山川原地区ほ場整備事業推進委員会に諮り、協議のうえ補完工事として対応に努めておりますが、場所によっては、応急措置を施し、秋の収穫後の対応としている箇所もございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、畦畔ブロックの施工につきましては、受益者の希望を取りまとめ、平成23年の秋から、複数年で順次施工していくこととしておりますので、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)建設・下水道課長。

〔建設・下水道課長田原秀郷君登壇〕

○建設・下水道課長(田原秀郷君)不飲川改修・神郷彦根線道路整備・愛知川右岸道路整備事業の問題点等につきまして、お答えをさせていただきます。

なことで、これを年2回実施していただいているという状況でございます。

先ほど申し上げましたように、組織におけるコミュニケーション、組織の構成員間の協同関係というものを円滑にまかしていくということが重要であります。職員にやる気を起こさせ、また組織全体の活性化を図るというようなことで、こういう面談による組織活性化および目標管理というものを実施をしているところでございます。

日頃、職員が仕事上で抱えている問題、あるいは組織を通しての施策や目標、そういうものを具体的にスケジュール、あるいは今後の課題等を、面談でお互いに納得いくところまで話し合う。また、個々の健康面についても話し合うというようなことで所属なりの仕事に対しての意思統一、情報の共有というものをやっているところでございます。結果として実を結んでいないという現状でございます。もう一度、掘り下げて、職員一人ひとりが、この制度の意味をもう一度自覚して、実のある研修にしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一つ、組織目標というものを、今年度から施行をいたしております。これは先般の全員協議会でも説明をさせていただいたとおりでございます。こういうことで、種々工夫をもちながら、課題解決、あるいは課題解決に向け、研修等を実施しております。今後も職員一人ひとりが全体の奉仕者、町民から信頼される職員に向けて、さらなる努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長(辰己 保君)これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を20分とします。

休憩午後2時12分

再開午後2時20分

◎報告第7号の上程、報告

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。日程第4、報告第7号平成21年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の1ページからでございます。

報告第7号平成21年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率および資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

1、健全化判断比率実質赤字比率・連結実質赤字比率につきましては黒字計上でございますので比率はございません。実質公債費比率16.9%、将来負担比率38.1%でございます。いずれも基準値以内でございます。

2、資金不足比率下水道事業特別会計が該当になりますけれども、不足を生じておりませんので、比率はございません。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)それでは、ここで監査委員の報告を求めます。1番、徳田文治君。

○1番(徳田文治君)財政健全化審査意見書地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項および第22条第1項の規定により、平成22年8月17日提出のあった平成21年度財政健全化判断比率および資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているか審査した。

その結果は、適正に作成されているものと認めます。

平成22年8月30日

愛荘町長村西俊雄様

愛荘町監査委員山本憲宏

同徳田文治

○議長(辰己 保君)これで、報告第7号を終わります。

◎承認第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第5、承認第15号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについて議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、承認第15号について説明を申し上げます。

平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように、平成22年7月26日付けで専決処分をいたしました。同上第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

3ページの方をご覧くださいと思います。平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,626万5,000円とするものでございます。内容につきましては、6ページをご覧くださいと思います。まず、歳入につきましては、財源調整のために前年度繰越金を充てたものでございます。歳出につきましては、報償費5万6,000円、旅費2万1,000円、合わせて7万7,000円を追加したものでございます。これにつきましては、愛荘町中学校柔道部事故検証安全対策検討委員会の再開協議の関係費用でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、承認第15号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第15号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎議案第42号・43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第6、議案第42号愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例および日程第7、議案第43号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例を一括議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)それでは、議案第42号ならびに43号について、ご説明させていただきます。

まず議案第42号、議案書の7ページならびに別冊説明資料の1ページ2ページをお開きいただきたいと思います。愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、まず、改正の

理由でございますけれども、現在、住民基本台帳カード等を利用して、両庁舎にあります自動交付機によりまして証明書等の発行をしておりますが、さらに住民の利便性の向上を図るために、全国のコンビニエンスストア、現時点ではセブンイレブンのみ参画をしておりますけれども、徐々に拡大をされてくるということでございますが、こうしたコンビニに設置されております多機能端末、いわゆるキヨスク端末と呼ばれている端末を利用しまして住民票の写し、あるいは印鑑登録証明書の発行をするコンビニ交付サービスを実施するために、所要の改正を行うものでございます。

改正条例の要旨でございますけれども、住民基本台帳カードの利用目的に、証明書等を発行するための専用端末機、自動交付機を指しますけれども、そのほかに、本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で証明書等を発行するための専用端末機に類する機能を有する多機能端末、いわゆるキヨスク端末を加えるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成22年11月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の8ページと別冊説明資料の3から4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、改正の理由でございますが、議案第42号で説明させていただきました証明書のコンビニ交付サービスを実施するにあたりまして、その手数料の額を定めるものでございます。

条例の要旨でございますけれども、別表の手数料を徴収する種類および金額について、自動交付機による印鑑登録に関する証明手数料ならびに住民票、戸籍の附票の写しに関する証明手数料の規定に、コンビニに設置します設置の機能を有する多機能端末を加えまして、自動交付機で発行している住民票の写し、印鑑登録証明書の手数料の額と同額にする規定を設けるものでございます。

付則といたしましては、先ほどと同じように、平成22年11月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより、議案第42号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第42号愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

続いて、議案第43号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第43号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第8、議案第44号愛荘町税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)議案第44号愛荘町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書の9ページから14ページ、説明資料は5ページから19ページまででございます。説明資料の5ページから8ページに基づきまして、ご説明を申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に交付され、国における子ども手当や高校無償化の創設に伴いまして、個人住民税において年少扶養控除の廃止、特定扶養控除のうち16歳以上、19歳未満の扶養控除の上乗せ部分の廃止など、扶養控除が見直されました。そのほか、健康増進の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税率の引き上げなどを含めた地方税法の改正が行われました。これに伴いまして、愛荘町税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案をさせていただくものでございます。

主な改正点についてご説明を申し上げます。まず、第19条でございますが、納期限後に納付し、または納入する税金または納入に係る延滞金に関する条文、また、第31条は均等割りの税率の関係条文でございますが、いずれも地方税法の改正に伴います引用条項のずれの修正を行うものでございます。

第36条の3の21は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、また第36条の3の31につきましては、個人の町民税に係る公的年金と受給者の扶養親族申告書がそれぞれ新たに追加されたものでございます。これらは、個人住民税の非課税限度額制度に活用するため、年少扶養控除の廃止後も、現行と同様に町が扶養親族に関する事項を把握できるよう、給与所得者および年金受給者等について、扶養情報にかかる情報収集の規定を定めるものでございます。

第48条は、法人の町民税の申告納付の関係、第50条は法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きの条文でございます。いずれも、引用条項のずれを修正するものです。

そして、次のページの第54条は、固定資産税の納税義務者の条項でございますが、地方開発事業団の廃止に伴い該当部分を削除するものです。その他は字句の修正でございます。第95条は、たばこ税の税率の規定でございますが、1,000本当たり1,320円の引き上げを行うものでございます。ちなみに国税・県税・町税を合わせますと、1,000本当たり3,500円の引き上げでございます。

付則第16条の21は、旧三級品のたばこ税率を1,000本あたり626円の引き上げを行うもので、国税・県税・町税を合わせますと1,000本あたり1,662円の引き上げでございます。

付則第19条の31は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の条項として、平成24年度から実施される上場株式等に係る税率の20%、本則税率適用に合わせまして、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置を導入するものでございます。

改正付則につきましては、それぞれの施行期日と経過措置を定めたものでございます。付則第3条につきましては、たばこ税に関する経過措置で、第1項につきましては指定日、本年10月1日でございますが、この指定日の前に課

したたばこ税の効力規定でございます。第2項以降につきましては、たばこ販売店等にかかる手持品課税を定めたものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第44号愛荘町税条例の一部を改正する条例に反対を表明します。議案中に、子ども手当、高校授業料の無償化の財源として、個人町民税の年少控除および16歳以上19歳未満の扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されるため、給与所得者について扶養情報にかかる情報収集の規定を定める内容があります。庶民増税となり、特に高校に通っていない特定扶養控除対象者の世帯は、恩恵がなく、大增税となります。

一方、平成25年1月1日から、新たに年間100万円以下の上場株式への投資については非課税口座を設けた場合、その口座内の配当譲渡所得について個人住民税が非課税になるという内容もあります。これは、現在行われている上場株式の配当譲渡所得税率を本則20%から10%への軽減税率、軽減措置が廃止になることを引き継ぐ優遇措置です。

以上、庶民には増税、金持ちには減税を行う政府の姿勢を批判して反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成討論を行います。議案第44号愛荘町税条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

今ほど説明がありましたとおり、地方税等の一部改正に伴い、個人の町民税に係る給与所得者・公的年金受給者の扶養親族申請書の提出、たばこ税の税率改正等の所要改正を行うものであり、3月31日付けで交付された子ども手当、また高校無料等の問題でもあります。また、地方税の改正に伴う引用条項のずれ、そしてまた各条例の経過措置等ではありますが、賛成するものであります。

議員の皆さまにはご賛同よろしくお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第44号愛荘町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第9、議案第45号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)それでは、議案第45号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案書15ページ、説明資料の20ページ・21ページをお開さいたさたいと思います。愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する理由といたしまして、父子家庭の父を新たに支給対象とするための児童扶養手当法の一部を改正する法律によりまして、他の給付との調整を図るため、同法第4条第2項が改正されることに伴い、同条同項を引用しております非常勤消防団等にかかる損害補償の基準を定める政令の附則第3条第7項の規定が改正されるために関係条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨といたしましては、政令附則第3条の第7項、これは消防団員等に係る年金たる損害補償と児童扶養手当等の調整を図るための規定がのっているものでございます。それを引用しております児童扶養手当法第4条第2項につきまして、改正が行われたために、これに伴い条例改正を行わせていただくものでございます。新旧対照表につきましては21ページにあげておりますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

付則といたしまして、施行日は交付の日から施行し、平成22年8月1日から適用させていただくものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第45号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第10、議案第46号愛荘町国土利用計画を定めるにつき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西澤文博君)議案第46号愛荘町国土利用計画を定めるにつき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書は16ページでございます。愛荘町の土地利用に関します最上位の指針となります国土利用計画を別冊のとおり定めることにつき、国土利用計画法第8条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第46号愛荘町国土利用計画を定めるにつき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第11、議案第47号琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を廃止することについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)議案第47号琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の廃止についてをご説明いたします。

議案書17ページでございます。琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の廃止について。琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を平成22年9月30日をもって廃止することにつき、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

廃止の理由といたしまして、1つ目に昭和45年度に発足した本協議会を発足当時の2市13町6村から、その後の合併で3市4町になるとともに、現行の10ヵ年計画が平成22年度末で終期を迎えること。2つ目としまして、設置当初に設定された目的がおおむね達成された判断されること。3つ目としまして、協議会の設置を定めてきた広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたことによるものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第47号琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を廃止することについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第12、議案第48号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○(中略) ○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○総務王監(細江新市石)それでは、議案第48号平成22年度愛知県一般会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,133万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、23ページからご覧いただきたいと思います。予算の目および説明の主なものを申し上げますと思います。

まず、歳入の関係でございます。

教育使用料につきましては、アーチェリー場の使用料として1,000円の追加でございます。

農林水産業費県補助金につきましては、農業委員会運営費交付金236万2,000円および農業振興費の補助金23万9,000円の減額でございます。

次に、土木費県補助金につきましては、木造住宅耐震シェルターの普及事業補助金といたしまして20万円の追加でございます。

教育費県補助金につきましては、地域教育力向上支援事業補助金としまして500万円の追加でございます。

次に、総務費委託金につきましては、国勢調査の交付金でございまして130万1,000円の減額でございます。

次に、介護保険事業特別会計繰入金につきましては1,000円の追加でございます。

財政調整基金繰入金については287万8,000円の減額でございます。

雑入でございますが、環境対応車導入促進対策費補助金12万5,000円、それから定期健康診断費用助成金26万1,000円、地域ぐるみの子ども読書推進事業委託金といたしまして、独立行政法人の国立青少年教育振興機構から助成を受けるものでございまして153万9,000円の追加でございます。

次に、歳出の関係でございます。

総務費の一般管理費につきましては、81万円の追加でございます。それから、財産管理費につきましては、財源調整でございます。企画費につきましては、46万5,000円の減額でございます。主なものにつきましては、賑わいのまちづくり計画策定業務委託料の50万円の減額がございます。電子計算費につきましては、711万9,000円の追加でございます。内訳につきましては、農地基本台帳のシステム改修およびEタックスの所得税確定申告データ連携システム構築および国保税制改正に伴うシステム改修でございます。

次に、地域安全対策費につきましては58万円の追加でございます。

次に、徴税费の賦課徴収費653万8,000円の追加でございます。個人住民税・法人住民税の還付でございます。

次に、統計調査の国勢調査費につきましては、歳入でございましたように、交付決定の減額によります130万1,000円の減額でございます。報酬から以下、使用料及び賃借料の交付決定によります予算更正でございます。

次に、社会福祉費の老人福祉費につきましては8万3,000円の追加、補助金の返還金でございます。人権施策推進費につきましては8,000円の追加、介護保険費につきましては、繰入金といたしまして85万4,000円の追加でございます。

次に、児童福祉総務費の総務費につきましては、17万1,000円の追加でございます。旅費から負補交までにつきましては、子育てアドバイザーの相談業務の充実を図ることから、予算更正でございます。措置費等の移動による返還金17万1,000円が追加をいたしております。

次に、保健衛生費の予防費につきましては、413万2,000円の追加でございます。これにつきましては、日本脳炎の予防接種につきましては、法定接種の再開となったものでございます。保健衛生諸費につきましては、人件費の追加といたしまして174万7,000円の追加でございます。育児休業終了に伴う職員の復職でございます。次に、健康増進事業費につきましては、補助金の返還金といたしまして7,000円の追加です。

次に、農業費の農業委員会費につきましては、財源調整でございます。それから、農業振興費につきましては23万円

の減額でございます。これにつきましては、内訳といたしまして、産地づくり対策事業補助金1万4,000円の追加、それから集落ぐるみ需給調整対策事業補助金につきましては、この事業が廃止となりましたので384万4,000円の減額でございます。それから、農地利用集積事業交付金につきましては、360万円の追加でございます。これについては、農地利用集積の円滑化事業の創設がなされ、集積に取り組む団体、本町の場合はJA東びわこ農協になります。が、利用調整活動が行われるということで交付金の計上をさせていただいたものでございます。

次に、土木管理費土木総務費は、20万円の追加でございます。木造耐震のシェルターの設置補助金でございます。次に、都市計画費の下水道費3,953万2,000円の減額でございます。これについては下水道事業特別会計の繰出金への減額でございます。

次に、住宅費小集落地区改良事業費5万6,000円の追加でございます。これは職員手当の追加分でございます。次、消防費の防災対策費130万2,000円の追加でございます。これは防災行政無線の施設修繕料として追加をしたものでございます。

教育総務費の事務局費につきましては、財源更正でございます。中学校費の学校管理費8万4,000円の追加につきましては、愛知中学校のエアコンの修繕でございます。教育振興費118万4,000円の追加でございます。内訳といたしましては、愛知中学校の柔道部が近畿大会に出場いたしました。それから剣道部が近畿大会および全国大会に、それから秦荘中学校の柔道部が近畿大会および全国大会に出場いたしました。その関係の費用を追加いたしましたものでございます。

次に、社会教育費社会教育総務費125万9,000円の追加でございます。これにつきましては、まちじゅう読書推進事業の関連経費を計上させていただいたものでございます。次に、社会教育費の文化財保護費でございます。7万3,000円の追加でございます。これについては、大行社および豊満神社の修繕補修の補助をさせていただくものでございます。

公民館費につきましては39万2,000円を追加をさせていただきました。普通旅費および愛知川公民館のポンプの修繕費用でございます。それから、図書館費の40万円につきましては、職員の通勤手当でございます。

次に、保健体育費体育施設費の1,960万円を追加をさせていただいております。体育施設指定管理料につきましては、使用料の減免補てん分260万円と、それから湖東三山インターチェンジの支障になります県立アーチェリー場および町テニスコートの解体工事・設計委託および移転先の多目的グラウンド兼アーチェリー場の新設工事の設計委託料といたしまして1,700万円を追加計上させていただいたものでございます。

35ページにつきましては、特別職の給与費の明細でございます。懲戒審査委員それから国勢調査の指導員の分でございます。なお、36ページにつきましては一般職の職員給与の明細として復職に伴うもの等、職員手当を計上させていただいております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第48号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第13、議案第49号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西澤文博君)議案書37ページでございます。議案第49号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ903万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ12億3,561万2,000円とするものでございます。

40ページの事項別明細書をお開きください。歳入の部でございます。歳入の他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、財源調整のため3,953万2,000円の減額、また雑入の4,857万円の追加につきましては、東北部処理区域の負担金の精算に伴う返還金でございます。

次のページをお開きください。歳出の維持管理費の中で、平成21年度分の消費税額および地方消費税額が確定いたしましたので、当初計上額との差額分735万3,000円を追加するものでございます。

また、公共下水道事業費におきまして、現在、国道8号線より車線のトヨタカローラ愛知川店さん付近で進めております推進工事が部分的に民地を買収しまして迂回するルート変更が生じたので、移転登記手数料などに16万7,000円、用地購入費用といたしまして151万8,000円の追加をお願いするものでございます。

ご審議のうえご承認賜りよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第49号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第14、案第50号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第50号をご説明させていただきます。議案書の42ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,991万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,080万5,000円とするものでござひます。

事項別明細により説明させていただきたいと思ひますので、46ページをお開きいただきたいと思ひます。この補正予算につきましては、居宅介護・介護予防および高額介護サービスの利用件数の増に伴ひます保険給付費の増加、前年度実績に伴ひます国県負担金、支払基金交付金の精算による町交付分の返還金および被保険者資格喪失等によります保険料の還付に伴ひます歳入歳出の調整をさせていただいたものでござひます。

まず、歳入でござひますが、国庫支出金国庫負担金介護給付費負担金といたしまして136万6,000円の追加、国庫補助金調整交付金といたしまして34万3,000円の追加、支払交付金介護給付費交付金といたしまして、現年度分204万9,000円、過年度分305万3,000円、合わせまして510万2,000円の追加。

47ページに移りまして、県支出金県負担金介護給付費負担金としまして85万4,000円の追加、繰入金一般会計繰入金介護給付費繰入金といたしまして85万4,000円の追加、これらいずれも保険給付費の負担割合に伴うものでござひます。

基金繰入金介護給付費準備基金繰入金といたしまして341万9,000円の追加、繰越金といたしまして、決算確定に伴ひます前年度繰越金797万7,000円の追加でござひます。次に、49ページに移ります。歳出でござひますが、保険給付費介護サービス等諸費につきましては、支給申請件数の増加に伴ひます居宅介護福祉用具購入費70万円の追加、居宅介護住宅改修費につきましては315万円の追加、合わせまして385万円の追加。

介護予防サービス等諸費介護予防福祉用具購入費につきましても、支給申請件数の増加によりまして13万円の追加、介護予防住宅改修につきましても、1件当たりの支給申請額の増加に伴ひまして36万円の追加。

高額介護サービス等諸費につきましても、支給申請件数の増加によりまして、高額介護サービス費249万円の追加、諸支出金償還金および還付加算金第1号被保険者保険料還付金につきましては、被保険者資格喪失等によります過年度保険料還付金4万5,000円の追加でござひます。諸支出金につきましては、前年度実績に基づく国県負担金支払基金交付金の精算に伴ひます返還金としまして947万7,000円の追加をさせていただいております。

51ページに移りまして、基金積立金介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度介護保険料の滞納繰越分および保険給付費にかかります超過取崩分といたしまして、支払基金交付金の過年度分追加交付によりまして356万2,000円の追加でござひます。

他会計繰出金につきましては、前年度決算に伴ひ町負担割合によります超過負担分・返還分といたしまして1,000円の追加をさせていただくものでござひます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第50号、平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。25分から再開させていただきます。

休憩午後3時12分

再開午後3時25分

◎議案第51号から58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第51号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、日程第22、議案第58号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括議題にします。なお、この決算説明については、自席から説明を求めるとします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者(宇野太佳司君)それでは、平成21年度の愛荘町一般会計歳入歳出決算、特別会計の歳入歳出決算の説明をさせていただきます。ただいま議長の方から申されましたように、自席からの発言をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

平成21年度における財政状況につきましては、世界的な経済危機とも言える中で、依然として大変厳しい状況が続いており、特に雇用問題につきましては、各所において厳しさを増す環境下での行財政運営となりました。こうした厳しい財政状況の中、財政の健全化をいっそう図りながら、一方で、町民サービスを低下させないことはもちろんのこと、必要な行政課題解決にも積極的に対応したところであります。国では極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、経済危機対策に基づき、地方公共団体への配慮として、公共事業および施設費の地方負担の軽減および公共事業の円滑化を図るため、地域活性化公共投資臨時交付金、また地球温暖化対策・少子高齢化への対応・安全安心の実現・地域の実情に応じるきめ細やかな事業を実施できるよう、地域活性化経済危機対策臨時交付金として講じられ、本町として積極的な執行を図ることができました。

この中で、財源不足につきましては、最終的には財政調整基金等、関係各基金の振替、取り崩しを行うことで、収支均衡を図り、重点化と効率化に努めてまいりました。

それでは、今議会に提出の平成21年度愛荘町における各会計の決算認定に関する議案につきましてご説明申し上げます。

上程しています議案第51号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか、議案第52号から議案第58号にわたる特別会計決算認定議案につきまして、地方自治法第233条3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならないことになっています。また、決算については、この後、決算特別委員会および各常任委員会に付託審議されることになっています。したがって、私の方からは、全体の決算状況の概要を主に説明をさせていただきます。議案別冊の各会計歳入歳出決算に沿って述べさせていただきます。

まず、議案第51号愛荘町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。藤色の歳入歳出決算書の2ページから5ページをお開きください。主なものについて申し上げます。一般会計の歳入歳出、歳入の収入済額の合計93億4,418万8,079円です。前年度対比11億8,577万円の増、率にして14.5%になりました。

款1町税であります。全体で27億9,100万2,699円、前年対比2億9,771万1,000円の減、率にして9.6%の減となりま

した。うち、固定資産税、軽自動車税は微増したものの、個人・法人町民税、特に景気低迷を受け、法人町民税は全年度対比2億8,112万3,000円、率にして59.1%減少となりました。

款9地方交付税であります。21億6,478万1,000円を収入しております。前年度に比べ8億2,597万7,000円の増、率にして61.7%の増となっております。法人町民税が大きく落ち込んだこと、また地方自治体への交付での1兆円増額、ほか経済対策によるものでございます。

款13国庫支出金におきましては11億3,471万4,349円を収入し、対前年度比では5億9,954万5,000円の増、112%の増となっております。定額給付金事業補助金・経済危機対策臨時交付金・公共投資臨時交付金また秦川愛児園建設に伴います保育所施設整備費補助金・子育て応援特別手当交付金・愛知中学校増築によります安全安心な学校づくり交付金・学校ICT情報通信技術環境整備事業補助金によるものでございます。

款14県支出金であります。5億6,630万8,934円を収入しております。前年度に比べて7,590万円の増、率にして15.5%の増であります。特にふるさと雇用再生特別推進事業補助金・緊急雇用創設特別推進事業補助金が主であります。

款16寄付金でございます。727万2,000円を収入しております。前年度に比べ278万5,000円の増収となっております。62.1%の増となっており、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金として45万6,000円、防火水槽・小型動力ポンプ等の消防施設整備事業に676万1,000円が主であります。

款17繰入金でございます。11億1,335万2,000円で、前年度に比べ3億116万3,000円の増となっております。37.1%の増となっております。これは財政調整基金・減債基金等7基金の繰り入れでございます。

款20町債におきましては6億1,560万円で、前年度に比べ2億2,260万円の減となり、率にして26.6%の減となっております。臨時財政対策債として4億3,560万円、合併特例債に7,430万円、臨時地方道整備事業債として7,540万円、防災対策事業債として3,030万円を発行したものでございます。

歳入決算額は、4ページ・5ページの収入済額の下の段を見ていただきますとおりであります。また、不納欠損処分を845万8,177円行いました。収入未済額は2億9,519万3,765円となっております。収入未済額につきましては、なおいっそう収納推進に努めてまいりたいと存じております。

次に、歳出について申し上げます。6ページから9ページでございます。

歳出における主なものは、款2の総務費におきましては14億6,114万6,380円を支出しております。歳出総額の16.3%を占めており、前年度に比べ4億2,425万2,000円の増となり、率にして40.9%の増となっております。詳細は事項別明細として56ページから83ページに記載していますが、繰越明許で実施いたしました定額給付事業ほか町税還付金・庁舎等施設管理運営費・電算システム等情報基盤整備費・まちづくりの支援のための自治振興費など実施したものでございます。

款3の民生費におきましては、21億7,389万9,286円を支出しております。歳出総額の24.3%を占めておりまして、前年度対比14.6%の増です。詳細は82ページから102ページに記載しております。この中で、山川原地域総合センター施設改修工事・健康プール等改修工事・秦川愛児園改築事業補助金・子育て支援センター改修工事・いきいきセンター・健康プール・愛の郷等指定管理料のほか老人・障がい者・児童・人権対策など実施したものでございます。

款4衛生費におきましては、5億4,815万21円を支出しております。歳出総額の6.1%を占めており、前年度対比6,236万3,000円の増、率にして12.8%の増でございます。詳細は101ページから110ページに記載しております。愛知川保健センター改修工事が主なものでございます。

款5労働費におきましては、4,570万6,730円を支出しております。前年度に比べ4,358万6,000円の増で、詳細は110ページから112ページに記載していますが、県・国からの補助金・交付金として緊急雇用創設特別推進事業・ふるさと雇用再生特別事業によるもので、率にして2,055%の増となっております。

款6農林水産業費におきましては、2億599万4,179円を支出しております。歳出総額の2.9%を占めており、前年度に

比べ1,730万5,000円の減、率にして7.7%の減となっています。この詳細につきましては112ページから121ページに記載しておりますが、国営造成土地改良施設整備事業と林道振興事業などが減少したものでございます。

款7商工費であります。6,927万5,923円支出しております。前年度対比1,371万円の増で、率にして24.7%の増でございます。この詳細につきましては120ページから123ページに記載しております。緊急経済対策により実施いたしました住宅リフォーム促進事業や、商工会合併記念地域商業活性化対策事業によるものが主なものでございます。

款8土木費におきましては、11億5,882万4,914円支出しております。歳出総額の13%を占めております。前年度対比2,688万5,000円の減で、率にして2.3%の減でございます。詳細につきましては122ページから133ページに記載をしております。この中では、(仮称)湖東三山インターチェンジ整備事業5,023万円増になったものの、道路新設改良・都市計画等で減になったものでございます。ほか法定外公共物の管理・道路改良等用地取得・道路改修・維持補修工事・交通安全施設整備・急傾斜地崩壊対策工事・都市計画推進業務・各集落実施の生活環境整備対策などの事業に支出したものでございます。

款9消防費でございます。3億7,894万1,302円支出しております。歳出総額の4.2%を占めております。前年度対比4,596万4,000円の増で、率にして13.8%の増でございます。この詳細につきましては132ページから137ページに記載をしております。高齢者住宅火災報知器給付事業・消防施設管理事業・防火水槽設置事業・小型動力ポンプ等整備事業によるものが、増が主なものでございます。

款10教育費におきましては、14億4,182万2,757円を支出しております。歳出総額の16.1%を占めています。前年度対比2,942万9,000円の減で、率にして2%の減でございます。この詳細につきましては136ページから183ページに記載をしております。この中では、秦荘幼稚園建設事業等が減になりましたが、小中学校・幼稚園に対しましてのICT情報通信技術環境整備事業・愛知中学校増築事業・給食センター施設整備工事・用地購入等が増となったものでございます。

款12公債費におきましては、13億7,286万5,951円を支出しております。歳出総額の15.4%を占めており、前年度に比べ2億2,367万7,000円の増で、率にして19.5%の増となっております。これは、新たに償還が始まったことにより増となったものでございます。

それから、186ページをお開きいただきたいと思います。ここでは実質収支に関する調書でございますが、歳入総額93億4,418万3,079円、歳出総額89億3,870万7,500円、歳入歳出差引額4億547万5,579円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額として2億4,030万3,000円を差し引きまして、実質収支額1億6,517万2,579円、前年度比1,617万3,000円の減、率にして8.9%の減となりました。

歳入全体の状況から、町税、分担金、使用料手数料などの自主財源は44億9,630万5,000円で、前年対比7,887万7,000円の減、11.7%の減となりました。全体の48.1%であります。国県支出金・地方交付税などの依存財源は48億4,787万8,000円で、前年度対比12億6,465万7,000円の増でございます。35.3%の増となりました。

次に、187ページの財産に関する調書でございます。(1)の土地建物愛知川地域、そして、188ページには秦荘地域を記載しております。秦荘地域の増減高はございませんが、愛知川地域で187ページの方でございますけれども、愛知中学校の校舎増築によります非木造938平方メートル、また給食センター建設に伴います用地工事により7,500平方メートル、8筆分でございますけれども、これが増となったものでございます。

次に189ページの上段の物品でございます。(2)の物品でございますが、公用車を5台廃車し、新たに2台購入いたしました。3台減となったものでございます。

その下の(3)の出資による権利につきましては、年度中の増減はございません。190ページの(4)の基金につきましては、財政調整基金などほか10基金あります。それぞれ増減がございますが、21年度は11億1,210万円取り崩しを行いました。積立額として801万3,000円を行ったものでございます。決算年度末現在高は土地開発基金を除きまして

円並しし八並ししいりでのりこいまり。医療費取収率は99.90%と、衆生14%の率99.40%を上回つしのつまり。歳出につきましては74・75ページで、詳細は80・81ページでございます。支出済額1億2,547万5,887円で、不用額152万4,113円でございます。

82ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で30万4,365円でございます。

この事業は平成20年度から新たに75歳以上の方の医療保険制度として創設されたもので、被保険者数は、21年度末で2,206人で前年度末より61人の増となっております。

議案第57号下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。84・85ページをご覧ください。歳入でございますが、詳細は88～93ページでございます。収入済額15億3,787万8,814円、収入未済額1,046万5,406円でございます。収入未済額につきましては、受益者分担金・負担金、下水道使用料・手数料でございます。

歳出につきましては86・87ページで、詳細は94から99ページでございます。支出済額15億1,787万946円です。翌年度繰越額9,600万円、不用額890万7,054円でございます。

99ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額2,000万7,868円、翌年度へ繰り越すべき財源1,240万円を差し引きました実質収支額は760万7,868円でございます。101ページの財産に関する調書で、出資による権利につきましては、決算年度中の増減はございません。

次に、議案第58号介護保険事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。103・104ページでございます。詳細は107～116ページでございます。歳入でございますが、収入済額9億5,389万151円、不納欠損額85万3,560円、収入未済額324万1,066円、不納欠損の対象者は38人でございます。収入未済の前年度未収金は161万9,100円で、対象者は64人となっております。

歳出につきましては105・106ページでございます。詳細につきましては117～132ページに掲げております。支出済額9億4,579万199円、不用額495万3,801円でございます。

次に、133ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は実質収支とも同額の809万9,952円でございます。134ページの財産に関する調書でございますが、介護保険給付準備基金で401万3,095円を取り崩しいたしまして、決算年度末現在高は8,591万3,381円でございます。また、20年度に創設いたしました介護従事者処遇改善臨時特別基金は、332万9,886円を取り崩しいたしまして決算年度末現在高は519万2,883円でございます。

以上、平成21年度愛荘町の一般会計および7特別会計の歳入歳出決算の概要を説明させていただきました。なお、詳細につきましては、関係します各所管から決算特別委員会・各常任委員会で説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りまして、ご認定いただけますようお願い申し上げます。説明を終らせていただきます。

○議長(辰己 保君)それでは、監査委員の報告を求めます。1番、徳田文治君。

○1番(徳田文治君)地方自治法第233条第2項の規定によりまして、平成22年8月17日提出のあった一般会計ほか7件の特別会計歳入歳出決算について審査をしました。

審査の期間は、平成22年8月17日から平成22年8月24日

第3、審査の方法。審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書および付属書類が関係法令で定める様式を基準として作成されているか、また、その計数は正確であるかについて関係諸帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

第4、審査の結果。審査に付された各会計の決算書および付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数も正確であると認めた。また、決算書の内容および予算の執行状況については、適正に行われているものと認めた。

平成22年8月30日

愛荘町長村西俊雄様

愛荘町監査委員山本憲宏

同徳田文治

結びといたしまして、平成21年度愛荘町決算審査意見書。

検査審査に関して、以下の項目について監査委員の意見とする。

1、歳入確保に向けて、一般会計において町税による歳入は、平成19年度の38億6,000万円をピークに減少している。特に、リーマンショックの影響による経済状況の悪化に伴い、法人町民税は、平成19年度は13億円に対し、平成21年度は1億9,000万円と、平成19年度と比較して11億1,000万円、率にして85.4%の減少となり、法人町民税の大幅な減少が町税による歳入の減少をもたらしている。

この経済状況のもとでは、大幅な法人町民税の減少は致し方ないとは言え、町税の減少は行政運営に関して支障をきたしてくる言えなくともない。現時点では(仮称)湖東三山スマートインターチェンジに関連して企業誘致が行われ、そのほかにもさらなる歳入確保のためにも、新たな企業誘致、特に法人町民税に影響を及ぼす大企業誘致を進めていかれることを強く望む。

2点目、財政規模に応じた事業の実施。平成21年度は地方交付税の増額により、一般会計の歳入総額は93億4,000万円となり、平成20年度と比較して11億8,000万円、14.5%の増加となっている。しかし、自主財源は44億9,000万円であり、平成20年度に比べて7,800万円の減少となった。自主財源の減少は町独自の事業の見直しを図る機会でもあり、国・県自体の財政の問題もあるが、地方交付税に依存した財政運営にも限界があり、あくまで町の財政規模に応じた事業の実施を行われることを切に願う。

3点目、町民と行政が一体となった財政の見直し、事業の継続的な見直しについては、行財政改革検討委員会等を通じ、町民と行政が一体となった財政の見直しが必要になってくるものとする。

4点目、適切な職員の配置、財政見直しについては、最終的には人件費の削減ということになる。しかしながら、単に人員削減を行うのではなく、必要な部署には人を厚く配置し、事業にあった人員配置の見直しが必要となり、めりほりをつけた適切な職員の配置は組織の効率的な運営にとって重要なことである。人員削減という観点から、効率のみを追及することにより、町民が望む町政とかい離することがないように努めていっていただきたい。

また、事業の見直し、業務の見直しに関しては、仕事をするために仕事をつくっていないかという観点から、無駄な業務の削減を早急に全庁上げて取り組まれない。

5点目、新たな公会計基準の対応について、地方財政の歳入を中心として、町税および地方交付税に依存していた時代から、地方債発行が認められている時代となっている現段階において、地方債の引き受け先としては地方銀行などが中心となり縁故債による発行が可能となっているが、一般の基幹投資家などに地方債の引き受け先を求めてくる時代が近づいてくると、行政においても財政内容の透明性が求められるようになる。そのため、公会計制度の構築が国においても押し進められている。ただし、公会計においても土地の評価をどうするかなど議論が十分に煮詰まっていない部分もあるので、愛荘町が先行して独自の公会計の導入に動くのではなく、国および県の動向を注視しながら、公会計の導入が決まった段階で慌てることのないように、財産管理など個別で対応可能な部分については、事前の対策と、公会計の取り組みについて積極的に職員研修を進めていただきたい。

最後、6点目、監査制度のあり方の見直しに関して。総務省から、平成22年6月22日に地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方という研究報告が公表され、この研究報告において、議会のあり方の見直しおよび監査制度の見直しについて意見が述べられている。現行の監査制度の方法やあり方の見直しもされると思うが、愛荘町とし

でも議論の行方を見守っていくことが必要と思う。

歳出の削減という点では、常に無駄なポストの削減ということに意識を持つことが必要である。しかし、コストの削減には限界があり、またコストの削減を常に求めれば、組織としての活性化にもつながらない。そのため、新しい監査委員に代わった初年度においては、改め町独自の歳入確保のための活動として、企業誘致の活動を強く求めた。以上です。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後4時13分

再開午後4時13分

◎議提8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、議提1件・報告1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なし認めます。

よって、議提1件・報告1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議提第8号決算特別委員会の設置についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。西澤議員。

○10番(西澤久仁雄君)議提第8号決算特別委員会設置について。

上記の議案を委員会条例第5条の規定により提出する。

平成22年9月6日

提出者愛荘町議会議員西澤久仁雄

賛成者愛荘町議会議員小杉和子

賛成者愛荘町議会議員本田秀樹

賛成者愛荘町議会議員吉岡及ミ子

賛成者愛荘町議会議員竹中秀夫

賛成者愛荘町議会議員森隆一

決算特別委員会の設置について。

1年間執行された歳入歳出予算の実績である決算を通じて、どれだけの行政効果をあげたかを審査し、今後の予算ならびに施策の推進また財政運営が適切に効果的になされたかを細部にわたり審議し、将来に反映されるよう審議する必要があることから、決算特別委員会(定数15名・議長を除く)を設置する。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議提第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議提第8号、決算特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

◎報告第8号の上程、報告

○議長(辰己 保君)追加日程第2、報告第8号決算特別委員会の正副委員長の報告についてを議題にします。

先の会議で互選の結果、決算特別委員会委員長に西澤久仁雄君、副委員長に村木嘉博君に決定しましたから報告します。

○議長(辰己 保君)お諮りします。愛荘町会議規則第39条第1項の規定により、議案第51号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、決算特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なし認めます。よって、議案第51号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、決算特別委員会に付託することに決定しました。

○議長(辰己 保君)お諮りします。愛荘町会議規則第39条第1項の規定により、議案第52号平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、議案第58号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なし認めます。よって、議案第52号平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、議案第58号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(辰己 保君)お諮りします。

議事の都合により、9月7日から9月27日までの21日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、9月7日から9月27日までの21日間、休会することに決定しました。本日はこれで延会します。

再開は、9月28日火曜日です。当日は午前9時から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

平成22年9月愛荘町議会定例会

2日目(平成22年9月28日)

開会:午前11時50分 閉会:午後2時12分

議会日程

- 日程第 1 議案第51号 平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第52号 平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第53号 平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第54号 平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第55号 平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第56号 平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第57号 平成21年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 8 議案第58号 平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8

追加日程第 1 議案第59号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第60号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例

- | | | |
|---------|--------|-------------------------------|
| 追加日程第 3 | 議案第61号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 追加日程第 4 | 議案第62号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 追加日程第 5 | 議案第63号 | 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第6号) |
| 追加日程第 6 | 意見書第3号 | 平成22年度産米価の安定を図るための緊急対策を求める意見書 |
| 追加日程第 7 | 議提第9号 | 議員派遣について |

出席議員(15名)

- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(1名)

- 1番 徳田文治

◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより、平成22年9月愛荘町議会定例会(2日目)の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第51号から58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第1、議案第51号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、日程第8、議案第58号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで一括議題として、9月6日の議事を続けます。

いしまたは「協議」として、ガガロロの議事を取りま。

まず、議案第51号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、決算特別委員会の審査報告を求めます。決算特別委員会、西澤委員長。

〔決算特別委員会委員長西澤久仁雄君登壇〕

○10番(西澤久仁雄君)決算特別委員会委員長報告を行います。

平成22年9月28日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町決算特別委員会委員長西澤久仁雄

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により、報告いたします。

1. 審査結果議案第51号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることを原案可決いたしました。
2. 審査経過9月7日・10日に、総務部門・民生部門・産業建設部門および教育部門に分け、部分別の質疑のあと、総括質疑を行い、慎重に審査しました。

主な内容の総務部門は、固定資産税の同和対策減免額の率について、滞納処分および差し押さえについて、行財政改革検討委員会について、嘱託職員等設置事業について、入札状況について、町長の手紙について、宿日直業務について、職員互助会福利厚生事業補助金について、100人委員会について、職員駐車場借地料について、元気なまちづくりの事業ラウンドテーブルについて、デマンドタクシーについて、既存のバス路線について、後期高齢者医療制度の電算システム改修委託料について、自治基本条例策定事業について、自治会活動保険料について、交通安全対策啓発事業について、地域安全対策費防犯灯修繕料について、自衛消防組織運営事業について、財産に関する調書の給食センターについて。

民生部門は、つくし保育園の保育料滞納について、つくし保育園の給食費について、地域福祉人材確保事業について、地域介護・福祉空間整備事業について、行旅病人救護事業について、民生委員児童委員活動について、ホームヘルパー設置事業について、介護用品支給事業について、高齢者福祉事業の高齢者虐待について、3地域のコミュニティづくりの推進事業補助金について、老人クラブ活動事業について、部落解放人権政策確立要求郡実行委員会の負担金について、後期高齢者の健康診査事業について、障がい児保育事業の保育士の数について、保育園の職員数について、子育て支援センターの今後の課題について、保健センターの献血推進事業について、生ごみ処理機補助金について、湖東広域衛生管理組合の汚泥処理について、環境衛生費の水質検査・ダイオキシン検査の公表について、ごみ収集運搬等委託事業について、ガレキ処分場について、保健センターの健康増進事業について、地上デジタル放送移行事業について、小集落地区改良事業について。

産業建設部門は、住宅使用料の滞納について、企業内同和研修事業について、彦根地区勤労者互助会事業運営について、勤労者余暇利用施設借地料について、緊急雇用創出特別推進事業について、耕作放棄地について、ふるさと特産育成事業について、農村保全共同活動支援事業等将来の展望について、山川原地域のほ場整備事業の今後の対応について、林業振興事業の外国資本について、林業振興費の工事請負費の繰越明許費について、有害鳥獣駆除事業について、野猿捕獲対策補助の内容について、愛荘町鳥獣被害防止対策協議会の活動内容に

ついで、みどりの少年団の活動内容等について、緊急経済対策仕モリノオーム促進事業の成果について、林業振興費および道路新設改良費の工事請負等の繰越明許費について、安心ネットみまわり隊設置事業について、地積調査事業の結果について。

次、教育部門は、給食費の未納について、外国人児童支援事業すこやか生活支援事業の活動、支援方法等成果について、外国人の児童支援事業で高校への進学援助について、教育部門の繰越額および不用額について、ICT事業および小学校・中学校ICTの環境整備事業の職員手当・賃金について、健やか支援員事業について、小学校の管理運営事業の体育館の利用について、臨時講師設置事業について、ファミリーワーク事業の成果について、図書館管理運営事業の決算内訳について、図書館事業の講師等謝礼について、スポーツ少年団補助事業の補助金・交付金について、中学校の部活のバス利用について、体育施設の指定管理制度について、給食センターの町学校給食食育推進事業について、地産地消の具体的な計画について、給食センターの設計について、給食検討委員会の設置について、アーチェリー場管理運営事業について、主要施策の成果のスポーツセンターの修正について。

最後に、総括質問として、中学校部活のバスの借上げについて、労働福祉事業の彦根地域勤労互助会について、職員の過労労働について、秦荘公民館管理事業の施設廃止の課題について、主要施策の成果のスポーツセンターの訂正について、自衛消防団運営組織事業の自警団の自主防災組織について、有事の際の災害応援協定について、シルバー人材センター運営事業について、保健センターの予防接種についてなど、活発に審査が行われました。

審査終了後、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で、議案第51号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、可決するものと決しました。以上、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。議案第51号平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。

歳入の法人町民税は、世界経済の急激な減少と外国税控除制度で平成19年度の13億736万円から20年度に対前年費36.4%と大きく落ち込み、21年度には前年対比40.9%の1億9,479万円と、さらに減額しました。個人町民税は、平成17年度に配偶者特別控除改悪により住民税33万円の控除が廃止、また同居の妻にかかる均等割、非課税制度の廃止で4,000円課税が実施、18年度には65歳以上の48万円の老年者控除、老年者非課税措置が廃止されるなど税制改定により、平成19年度には対前年費134.7%に増額し、平成20年度、21年度は同じような水準を保っています。収入未済額は、18年度から21年度を見ても、増加の一途をたどっています。税収が大きく増加した平成19年度の翌年、20年度決算においては収入未済額が特に大きく増加しています。

19年度からは、三位一体の改革によって、所得税から個人住民税は3兆円の税源委譲が行われ、住民税の税率が13%・10%・5%の3段階から、一律10%にフラット化され、低所得者層には更なる大きな打撃となりました。住民税については、このように、過去、低所得世帯や高齢者世帯への増税が次々と行われました。税制改定の結果、これまで課税対象でなかった低所得者、年金生活者などへ課税することによって、払いたくても払えない滞納者をつくりだしました。

また、不況で仕事が減った中小業者、解雇されて仕事を失った方、年金生活者など、どんな経済状態であっても、土地や家を持っていても昔に比べて固定資産税がかかっています。そして、いろいろな国民健康保険に入っている

税全体が2年連続しての減収となったことにより、前年度対比の倍増となりましたが、自主財源比率は56%から48%と低くなりました。構造的には、国・県支出金や基金の取崩において補った形となっております。

しかし、町債の発行については、十分配慮されております。そのほか、町税の滞納整理については、重要課題であり、引き続き共同徴収を通して、徴収技術の向上に努められるよう、お願いするところであります。また、歳出面では国の経済対策や緊急雇用など、積極的に取り入れられ、大きな成果があったものであります。今後も扶助費や公債費が増大する中でありますが、さらに自主財源の確保と地方債の借入れの縮減、また、できる限りの歳出経費の削減に努め、長期を見つめた基金の積立など、創意工夫を凝らした健全な行政運営を、さらに継続されることをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する決算特別委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)起立多数です。着席してください。

よって、議案第51号、平成21年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第52号平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、同和対策特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、同和対策特別委員会の審査報告を求めます。同和対策特別委員会、森委員長。

〔同和対策特別委員長森隆一 君登壇〕

○3番(森隆一君)3番、森。同和対策特別委員会、委員長報告を行います。

平成22年9月13日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町同和対策特別委員会委員長森隆一

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告します。

1. 審査結果議案第52号平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。
2. 審査経過9月13日に、同和対策特別委員7名と議長が出席し、慎重に審査しました。

質疑の主なものは、1. 小集落改良事業の残地処分と今後の施策について、1. ほ場整備事業の補完工事について、1. 収入未済額の内訳について、1. 歳出で補償補てんおよび賠償金の不用額についてなど、審査が行われました。

質疑終了後、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第52号は可決すると決しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上、委員長報告は終了であります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わり、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する同和対策特別委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員起立です。全員賛成です。着席してください。

よって、議案第52号平成21年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は1時にします。

休憩午後12時18分

再開午後1時00分

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、森議員が所要のため早引きされました。現在の出席議員は14名です。

それでは、日程第3、議案第53号平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、総務常任委員会の審査報告を求めます。総務常任委員会、本田委員長。

〔総務常任委員長本田秀樹君登壇〕

○15番(本田秀樹一君)平成22年9月13日に開催された総務常任委員会委員長報告を行います。

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町総務常任委員会委員長本田秀樹

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により、報告いたします。

1. 審査結果議案第53号平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。
2. 審査経過9月13日に、総務常任委員6名が出席し、慎重に審査いたしました。

説明終了後、質疑・討論を終了、採決の結果、全員賛成で、議案第53号は可決するものと決定いたしました。以上

で、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わり、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第53号平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第7を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、日程の順調を変更し、日程第7を先に審議することに決定しました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第7、議案第57号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、産業建設常任委員会の審査報告を求めます。産業建設常任委員会、竹中委員長。

〔産業建設常任委員長竹中秀夫君登壇〕

○13番(竹中秀夫君)産業建設常任委員会、委員長報告を行います。

平成年度22年9月13日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町産業建設常任委員会委員長竹中秀夫

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により、報告します。

1. 審査結果議案第57号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

を原案可決。

2. 審査経過9月13日に、産業建設常任委員5名と議長が出席し、慎重に審査しました。

説明終了後、質疑・討論を経て、採決の結果、議長を除く全員賛成で、議案第57号は可決するものと決しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、議案第57号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わり、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する産業建設常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第57号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号・55号・56号・58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第4、議案第54号平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第5、議案第55号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第6、議案第56号平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第8、議案第58号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、吉岡委員長。

〔教育民生常任委員長吉岡あみ子君登壇〕

○4番(吉岡あみ子君)教育民生常任委員会、委員長報告を行います。

平成年度22年9月28日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町教育民生常任委員会委員長吉岡あみ子

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告いたします。

1. 審査結果議案第54号議案第54号平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

を求めることについてを原案可決いたしました。議案第55号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決いたしました。議案第56号平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決いたしました。議案第58号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決いたしました。

2. 審査経過でございます。9月14日に、教育民生常任委員6名と議長が出席し、慎重に審査いたしました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、国民健康保険税の滞納状況について、不納欠損額・収入未済額について、国民健康保険税の税率について、短期被保険者証・資格者証の発行状況について、特定健診の検診率について、健診についての個別の把握について、国民健康保険税の一人当たりの金額について、決算書の貸金などの不用額について、介護従事者にかかる所得についてなど審査が行われました。

討論は、反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で、議案第54号は可決するものと決しました。

次に、老人保健事業特別会計は説明終了後、質疑・討論を得て採決の結果、全員賛成で、議案第55号は可決するものと決しました。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、保険料・収納率について、収納未済額、決算書の不用額についてなど審査が行われました。

討論は、反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で、議案第56号は可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、保険料の徴収状況で老年者控除廃止の影響について、普通徴収の徴収方法について、雑入の内訳について、介護予防福祉用具購入費の不用額について、施設入所の入所判定および住所変更についてなど審査が行われました。

討論は、反対討論が1件あり、採決結果、賛成多数で、議案第58号は可決するものと決しました。以上、委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)以上で、委員長報告を終わります。

これより、議案第54号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わり、これより討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第54号愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。「主要施策の成果」に書いてあるように、収納率が伸びない原因は、昨今の経済情勢等による所得低下の影響が考えられるわけです。失業・派遣・低賃金・仕事がないという業者など、苦しい生活・厳しい家計の中で、高すぎる国保税を払うことができず、滞納を余儀なくされる人々があります。今後も、納付相談は町民の暮らしと健康を守ることを基準においたきめ細かな対応が必要です。高すぎる国保税は国からの支援が少ないことが原因です。

国は1984年の国保法改悪で、医療費×45%とされていた定率国庫負担を、給付費×50%に改定しました。国保の医療費は1984年当時から自己負担3割・給付費7割でしたから、給付費×50%は、医療費×35%にあたります。ただ、実際には高額療養費制度もあるため、給付費×50%は、だいたい医療費×38.5%となります。政府は、医療費×45%という法規定を給付費×50%に改定することで、医療費の45%から38.5%に変えてしまいました。その分を保険料負担として、国民に転化したのです。ここに自治体の負担増、つまり町民の負担増の原因があります。

そのほかにも、歴代政権は1980年から90年代にかけて、事務費の国庫負担の廃止、保険料減額措置に対する国

庫補助の廃止、助産費補助金への国庫補助の削減など、国の責任を次々と後退させてきました。その結果、国保の総収入に占める国庫支出金の割合、決算値は80年代に50%程度だったのが、2007年度は25%となっています。先の通常国会でも、都道府県に市町村国保の広域化推進方針を策定させ、国保税の収納対策を指導する権限や、国保への予算配分の権限を都道府県に移譲して、国保の都道府県単位化を推進する法案が可決されました。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めても、弱者同士の痛みの分かち合いにしかならず、国保財政の改善にはつながりません。

厚生労働省は、国保広域化を推進する通達の中で、都道府県下の国保税を均一にするために、市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険税の値上げに転化せよという号令もかけています。これでは、国保税は高騰するばかりです。保険者の広域化が問答無用で、保険料徴収、機械的な給付抑制、住民無視の組織運営につながることも、後期高齢者医療制度の広域連合によって、すでに実証されています。

国保法第1条は、社会保障および国民保険のための制度と規定しています。また、国保法第4条で、国保の運営責任は国が負っていることを明記しています。国の財政支出のもと、基礎自治体である市町村が、保健・福祉とも連携しながら住民に医療を給付する社会保障の仕組み、それが本来の国民健康保険です。国民皆保険、健康と命を守る理念に基づき、払える国保税が実践されるためには、国策の充実が必要であることを訴え、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成討論を行います。

議案第54号平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から、討論を行います。

国民健康保険は、疾病やケガなど相互扶助の精神により、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を果たしておりますが、疾病構造の変化や医療の高度化により、全国的に医療費が増加しつつあります。

一方、景気経済の低迷や雇用情勢の悪化による所得の低下などにより、保険料収納額は前年度を下回り、基金の取り崩しや保険料の負担の軽減を図るため、一般会計からの繰り入れを行うなど、運営は年々厳しい状況であります。

特に、年々低下する保険料収納率の向上を図るため、年度後半から徴収員2名を雇用して、電話による催告や戸別訪問などを行うほか、税負担の公平化を図るため、滞納世帯に対する納付相談の充実と、短期被保険者証・資格証明証の交付など、収納対策の強化に努められており、さらに、健康保険運営委員会協議会で医療費に見合う税率の見直しを協議するほか、医療費の適正化対策など、保険財政の安定的な運営と、円滑な事業執行に努めておられ、本決算の認定について賛成するものであります。

議員各位におかれましても、ご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)起立多数です。着席してください。

よって、議案第54号平成21年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案どおり可決されました。

次に、議案第55号の委員報告について、質疑を行います。質疑はありますか。

次に、議案第55号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認め、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第55号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案どおり可決されました。

次に、議案第56号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認め、討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第56号平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。

後期高齢者医療制度は、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押し付けるものです。この決算には出ていませんが、後期高齢者支援金の上乗せで国保税が高額になり、対象年齢以外の人々にも負担を押し付けています。

管総理は、2010年11月までに高齢者医療制度案をまとめるとしています。それに先だつ中間とりまとめ案は、75歳以上の高齢者1,400万人のうち、会社員やその扶養家族の高齢者200万人(全体の14%)は、被用者保険に加入させ、それ以外の大半の高齢者1,200万人、全体の86%は国保に加入させるとしています。

重大なのは、国保加入の高齢者が、現役世帯と別勘定にされ、給付増に応じて、保険料負担も引き上がる仕組みとなっていることです。後期高齢者は、国保に戻った後も保険財政を現役世代と別立てにされ、高齢者の保険給付費の1割相当が保険料として課されます。これでは、後期高齢者医療制度と同じです。別勘定国保に組み入れることは、高齢者差別がなくなったかのように見せかけるカモフラージュであり、国保の看板を利用すると同時に、別勘定の導入を呼び水に国保本体の広域化を進めるとというのが民主党政権の方針です。

以上、現在の後期高齢者医療制度、管総理がまとめている後期高齢者医療制度案もまた高齢者に負担増を押し付けるものであり、弱者いじめの医療制度であることを訴えて、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成討論を行います。議案第56号平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

高齢化が進むにつれ、老人医療費を中心に増大する医療費を賄っていくためには、世代間の負担の公平化と財政運営の責任の明確化と安定化を図るために、後期高齢者医療制度が創設され、2ヵ年が経過いたしました。この

間、高齢者の置かれている状況に配慮して、保険料の軽減拡大や徴収方法の変更などの措置が講じられ、町では広報紙や個人通知による啓発のほか、窓口や訪問など、きめ細かな対応に努められ、現在では、保険料も完納されており、大きな混乱もなく運営されている。

現在、国において、高齢者医療制度改革会議で新制度への見直しが議論されているところであり、その動向を注視しつつ、高齢者が安心して医療を受けられるよう、医療制度の充実と事業の円滑な執行に努めており、本決算の認定に賛成するものであります。

議員各位におかれましても、ご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)起立多数です。着席してください。

よって、議案第56号平成21年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案どおり可決されました。

続いて、議案第58号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認め、討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第58号平成21年度愛荘町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、反対を表明します。平成21年度は、第4期介護保険事業計画に基づき、保険料基準額が200円アップしました。それにプラスして、平成18年度に老年者控除の廃止などの税制度改革があり、住民税非課税だった高齢者が課税されるケースが生まれました。

それが介護保険料に影響して急激な値上げをすることを防ぐために、20年度までは激変緩和措置として、税制改革前の段階の保険料が設定されていましたが、21年度からは激変緩和措置はなくなり、保険料の200円値上げでは済まない大幅値上げを余儀なくされ、高齢者に大幅負担増を押し付ける結果となりました。

また、平成21年4月から、介護認定基準が見直されたことにより、要介護認定が現状よりも軽度になる方向は、自民党政権時代に、その狙いが給付費削減にあるということが政府の内部文書によって明らかになりました。

結果として、「主要施策の成果」にも書かれているように、経過措置を6ヵ月間延長し、10月から要介護認定などの方法の見直しが行われました。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。今年4月、介護保険は開始から満10年を迎えました。この10年間は社会保障切り捨ての構造改革の10年間と重なり、介護保険も自民党・公明党・民主党が賛成して進めた2005年の大改悪をはじめ、改悪が繰り返されてきました。介護の社会化、家族が支える介護から社会が支える介護へになるという当初のスローガンをよそに、介護の現場は深刻な事態に立ち至っています。

以上のことから、社会保障の理念にも反する高齢者を大切にしない国の姿勢を批判いたしまして、反対討論いたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成討論を行います。

議案第58号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から、討論を行います。

高齢化の進展とともに、介護給付費や要介護認定者が年々増加する中で、平成21年度からの第4期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの提供と高齢者が安心して暮らせるよう、地域支援事業などの介護予防に努めるとともに、地域密着型サービスなど、介護サービス基盤の整備に努めております。

また、平成21年度から介護給付費に見合う保険料・基準額が改定されたが、介護従事者処遇を改善するため、国の臨時特例交付金を受け、介護従事者処遇改善臨時特例基金を活用して、保険料の急激な上昇を抑制するほか、年々保険料収納率が低下する中で、制度への理解や、催告通知、収納率の向上に取り組まれております。そのほか、認知症対策や高齢者虐待防止対策に取り組まれるなど、自立支援と持続可能な事業運営を目指して、円滑な事業執行に努めており、本決算の認定について賛成するものであります。

議員各位におかれましても、ご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)起立多数です。着席してください。

よって、議案第58号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩午後3時31分

再開午後3時32分

○議長(辰己 保君)お諮りします。ただいま議案5件・意見書1件・議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、議案5件・意見書1件・議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第1、議案第59号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長(宇野一雄君)議案第59号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。追加議案書1ページ、追加議案説明資料1ページから5ページでございます。

本格的な少子高齢化社会を控え、愛荘町総合計画に基づき、安心してややか健康福祉のまちづくりをめざし、諸施策の推進に取り組んでおりますが、社会経済の発展とともに、生活様式や家族形態も変化し、生活困難者への対応が

ど、住民生活への支援、児童虐待への対応や子育て支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりが急務となっております。

また、障がい者の社会参加と自立支援や生きがいと健康づくり活動の推進とともに、持続可能な医療保険制度や老後の不安を社会全体で支える介護保険制度など、社会保障制度の充実が求められております。さらに、健康づくりをはじめとする地域保健を積極的に支援するほか、心身の健全な発達支援や新型インフルエンザ対策など、健康福祉管理対策の推進を図る必要がございます。

現在、児童虐待防止や子育て支援などは社会福祉課で、発達相談等は保健センターで、障がい児福祉等は健康福祉課で、また、幼稚園・小中学校児童の支援は教育員会で所管いたしておりますが、社会問題化する児童虐待防止への対応や発達過程において支援を要する児童と、その家族およびそれらの人に関わる関係者などに対する相談・支援など、機能的・横断的に取り組むことが今日的課題となっております。

次代を担う児童の健やかな成長を願って、一人ひとりの発達の状況に応じて、医療・保健・福祉・教育など関係機関と連携して、乳幼児期・就学期・学齢期・青年期・成人期のライフステージに応じた一貫性のある総合的かつ継続的な支援が重要でございます。このため、福祉・保健・教育など関連分野の組織機能の充実を図り、包括的・一元的な取り組みが展開できるよう行政組織を見直し、子どもを産み育てることに喜びを感じていただけることができる社会をめざし、所要の改正を行おうとするものでございまして、社会福祉課を福祉課に、健康福祉課を健康推進課に、新たに子ども支援課を設置しようとするものでございます。

分掌事務につきましては、現在の社会福祉課・健康福祉課・保健センターが所管いたしております事務分掌を、今ほどご説明申しましたとおり、福祉・保健・教育など関連分野を包括的・一元的な取り組みが展開できるよう、福祉課・健康推進課・子ども支援課に配分しようとするものでございまして、施行日を平成22年10月1日からしようするものでございます。なお、保健センターにつきましては、健康推進課の分掌事務に含め、職員の配置は健康推進課職員が兼務しようとするものでございます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)今ほどは、組織の条例の一部を改正するという提案をされたわけでございますけれども、そこで私は若干の質疑をいたしたいと思っております。

最近是非常に多種多様と言いますのか、福祉関係にももちろん携わるいろいろな諸々がたくさん幅広くあるわけでございますけれども、この改正によりまして、子育て支援課ですね、これが設けられたというようなことでございます。けれども、そこで今日までの行ってきた中味と言いますのか、その内容と言いますか、そこらのところを、改正までをしていくということについては、いろいろな内部協議があったかと、こういうふうに思うわけでございます。その点をまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長(辰己 保君)福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)ご質問にお答えしたいと思います。

まず、現在までの取り組み状況というふうなところでございまして、児童虐待に関します状況から申し上げていきますと、現在、把握いたしております件数につきましては107件程度が、今私の方でケースとして持ち合わせているものでございます。

これらにつきましては、全国的あるいは滋賀県の状況を見ておりまして、対前年比、非常に伸びが急速に伸びておりまして、単年度だけでいきましても、20件余りの増加をいたしているのが状況でございます。

次に、いわゆる発達上におけます過程で支援を必要とする子どもさんの状況でございますが、これらにつきましては、現在、就学前でとらえておりますものと、就学中の子どもさんもありますが、乳幼児から保育園・幼稚園児までト

ータルしていきますと、これも約212件の支援を必要とする子どもさんと関わりをさせていただいている状況でございます。

その中でも発達相談と言いまして、いわゆる心身の発達に応じての相談・指導等をさせていただいている件数につきましても109件というふうな状況でございます。あわせて、精神的な相談につきましても100件余りの相談ケースを把握している状況でございます。

そういう中で、特に児童につきましても、今申し上げました被虐待児童等の状況が増加をいたしておりますので、これらの早期発見と早期対応をしていくというようなことから、かねてから要保護対策児童協議会等を中心に、ケースの個別会議等を通じて対応させていただいて、その後、実務者会議あるいは代表者会議等で、それらのケースも対応に努めているところでございます。

発達相談等につきましても、今申し上げましたような数字で非常に多くの子どもさんが最近では支援を必要とするような状況から、臨時的ではございますが、臨床心理士あるいは心理判定員等の雇用をさせていただきながら、保健師等が、あるいはまた弁護士等が、これらの相談指導にあたらせていただいているというような状況でございます。いずれも被虐待児童あるいは発達支援を必要とする子どもさん等の指導、あるいはまた保護者への対応につきましても、個別のケースについての連絡調整をしながら、チームを組んで対応させていただいているというふうな状況でございます。

そういうふうに、年々増加するこれらの種別ごとの対応を、迅速に対応する必要がございますので、現在の組織の中で部署が福祉分野につきましても秦荘庁舎に存在しておりますし、保健指導につきましても、愛知川保健センターで対応いたしておりますが、これらを密接に連携をいたしております関係から再編をさせていただいて、児童にかかる部分については子育て支援という中で取り組みをさせていただきながら、いわゆる地域福祉を含めた福祉分野については、福祉分野の機能を分担していきながら充実をしていくというふうなことで、今回の改革再編に結びついたということで、経過に代えさせていただきたいと思っております。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。

今ほどは主監の申される、大まかに整理をさせていただきますと、分離というか、しながらでも特に力を入れていきたいと、こういうことではなからうかなというふうにとらせていただいたわけでございます。

先ほど、主監の申されるように107件からの発生、また212件と支援等もしていかななくてはならない。また109件からの支援もしていかなければならないと、こういう現況であるという、今ほどの主監の答弁でもありましたとおりだと、こういうふうに受け止めておるわけでございます。

そういう中で、先ほどの全協でもいろいろ議員各位も議論を重ねながら、また執行部からもいろいろなご意見等も伺いながら、この提案をだされているわけでございますけれども、聞いておりますと、愛知川庁舎に子育て支援を持ってきて、できるだけ連携プレイをとりながら進めてまいりたいと、こういうことでございました。

そこで、私が押さえ、押さえと言いますのか、しいてお聞きしておきたいのは、課も、庁舎内のどの課のあとに持ってくるのか、いろいろな諸々があるかと思っておりますけれども、先ほどは副町長の申されるのには、当初全協で提案された課を除いて、ほかのところを持っていくと、こういうふうに申されました。

なぜ、私はそういうような全協でもいろいろな意見を申し上げた中味は、特に子育て支援については、虐待なり、いろいろな諸々が今日まで発生し、ひどいときには自殺まで追いやるような状況下であるというのが、今日の社会での仕組み、仕組みというか起きている現状ではなからうかなと、そういうことで、この課については、特にご相談に来られる方については秘密厳守なり、いろいろな相談等々が過分にしていると、こういうことが恐らくや、今日までの経過また、これからは特に増えていくという障がい者関係も、これから何十年先を見る中でも、多分にして増える傾向が

あるということは、これは国をあげてと言いますのか、いろいろなものにも力を入れていっている現状であります。そういうなかで、この課については、特に先ほど全協でも申し上げましたように、十分な配置のことを考えていただき、またこの3課、これについても十分な連携プレイをとっていただくと、これが一番住民に対してのサービス、またいろいろな相談に訪れる方のサービスにもつながると。これ強いでは、子育て支援の課というものにつながっていくのではなからうかと、こういうように思っておるわけですが、そこらの点合わせて、主監がよろしいですか、今後のことも踏まえた中でご答弁を、副町長でも、どちらでもけっこうです。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)再質問にお答えいたします。先ほどの全協でも縷々ご指摘をいただいておりますし、私どもが提示させていただいた案は一旦白紙に戻しまして、一から考えさせていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長(辰己 保君)福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)再質問にお答えしたいと思います。

後段の今後の取り組みの体制と言いますか、方向というふうなことでございまして、先ほど提案趣旨説明もございましたように、やはり、福祉・保健それから医療保健、介護分野に関わります、いろいろな福祉分野等の手続き等もございまして。これらの手続き等につきましても、できるだけ窓口でのワンストップサービスをめざして、取り組みもさせていただきたいというふうなことも考えさせていただいております。

そういう意味で、今ほどの組織の配置、組織の配置部署等の関係もございまして、そこらにつきましては重々協議をさせていただきながら、慎重に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)ほかにもありませんか。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。今の関連質問といたしまして、こういう改正、これはいいことでよろしいのですけれども、これをいつどういうふうにして、いつこれをまとめられたのか、まずこれ1点お聞きしたいです。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)お答え申し上げます。

基本的には、本年の4月に、実は条例改正をやりたかったわけなのですが、時間的になかったということと、今現在の条例では、先ほども全協の時に申し上げましたが、社会福祉課・健康福祉課がやっておられる業務は一体的にはなっていないということで、特に健康福祉課につきましても、条例上、整合性がとれていないということもございまして、新年度に入りまして何とか早い機会に条例に合致したような業務に合わせていきたいということで考えておりまして、今回になったわけでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。私、今それをなぜ聞いたのかと言いますと、今日初めて議員にこれを示されました。こういう大事な条例改正であれば、私らから言ったら、こんな急になぜ出してきたかと。せめて、1ヵ月前ぐらいに「こうこうこうです。ちょっと考えてください」というようなことがなぜできなかったか、疑問に思ってしまう。中味もいいのです。そういう観点から、今後もう少し議員に、早くからお示し願いたい。答弁願います。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)早くから申し上げるのが筋かとは思いますが、一般的に組織改正とか執行体制の改正と言いますと、どうしても人事がついてまいります。したがって、そういった案件につきましては、今までは事前にお示し願っていただいていたというふうな実態でございます。今後、そういうもろろ変更するものについて

にのよつ話ほごせ いりこい いりあ いりまは天窓しごいほし、フは、くついかに八で、気定するのりかにいし
は考えさせていただきますが、執行体制につきましては、どうしても、いわゆる人との絡みでもって全体の定数管理
のうで考えていく必要もございますので、今のご意見は尊重はさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第59号、愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例について
は、原案どおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第2、議案第60号愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題としま
す。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第60号愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例を、ご説明申し上げます。

議案書の3・4ページでございます。説明資料は6ページ以降でございますけれども、よろしくお願したいと思いま
す。

愛荘町体育施設条例の一部を改正する理由といたしましては、現在、滋賀県立アーチェリー場が、9月議会におい
て愛荘町へ移管するという事で提案をされております。そのような状況の中で、議決がされ次第、愛荘町へ移管さ
れることとなります。受け入れるために、今回この条例改正を行わせていただくものでございます。

また、愛知川武道館の改修工事を実施させていただきましたが、それに伴いまして、部室・トイレ・多目的室・倉庫等
を設置させていただきました。会議等に利用できます多目的室につきましては、一般的に開放できる施設となってい
ましたが、使用料について定めがなかったということから、今回、その使用料を定めさせていただき、改正をさせ
ていただくものでございます。

また、この条例の中で、利用時間等を決めさせていただいておりますけれども、アーチェリー場につきましては、夜間
の利用、午後5時半から9時半の設定が県の方ではされておりましたが、その利用実績・要望がない等の理由から、
今回愛荘町におきましては、夜間の利用をしないということで、利用時間8時半から午後5時までとさせていただ
くものでございます。

また、休業日等につきましては、町の体育施設条例の休業日と同じとさせていただくというものでございます。

また、このアーチェリー場の使用料につきましては、年度途中の移管であるということから、周知がほとんどできて
いない状況であり、現在、県で定められております移管前の使用料を採用させていただき、表中、県内と表示して
おりますところで、町内在住・在勤の方も使用していただく場合の使用料として、定めさせていただくもので
ございます。

また、体育施設につきましては、指定管理を導入させていただいておりますけれども、このアーチェリー場につ
きましては、年度途中の移管ということもございまして、今年度につきましては、教育委員会が直接管理を
させていただくことといたしております。

武道館の使用料につきましては、スポーツセンター秦荘体育館の会議室と同額の1時間100円ということで設定をさ

せていただき、所要の改正を行うものでございます。施行日といたしましては11月1日として施行させていただくものでございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。今、ちょっとご説明がありました使用料の件なのですけれども、県から移管されるので途中であるというような説明だと思います。けれども、来年度は、この県内というところを、町内というふうに変更されるのかどうか。本来は、もう今日ここで、県内と町内と分けて説明していただくのが本来の筋かと思えますけれども、まだ、それができていませんので、いずれ来年度から変えて行かれるのかどうか、お伺いします。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議員ご指摘のとおり、当然、愛荘町のアーチェリー場ということで定めさせていただくのに、県内・県外という表示がおかしいのではないかという最もなご質問であると思えます。

これにつきましては、現在の県のアーチェリー場の使用料を、そのまま表記を採用させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、当然、移管されて以降、新たに場所を変えましてアーチェリー場の整備を計画しております。そういった中でこの条例につきましても、当然愛荘町のものとして再整備を進む必要がございますので、その段階ですべて変えさせていただくということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑なしと認めて、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第60号、愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第3、議案第61号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)議案第61号契約の締結につき議決を求めることについてをご説明させていただきます。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条規定により、議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的平成21年度工事第69号
町道松尾寺野瀬線道路改良工事
2. 変更契約の金額変更前の契約金額7,889万3,850円
変更後の契約金額8,447万5,650円
3. 契約の相手方滋賀県愛知郡愛荘町東円堂1117番地の5
竹山建設株式会社
代表取締役竹山文一

変更増の主な理由でございますけれども、当初新設道路の路盤は流用土を改良して利用予定でありましたが、利用する流用土が粘質土のため、再度土質調査を行って固定剤の量を増やした中で改良圧を厚くしたための増と、加えまして接続する既設町道への舗装取り付け、それに伴います区画線の延長等、文字や記号の増によるものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第61号契約の締結につき議決を求めることについては、原案どおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第4、議案第62号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)追加議案書の6ページをお開きください。議案第62号契約の締結につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

昨年の11月20日に議決いただきました下水道契約につきまして、最終精算に伴い変更が生じたので、次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法ならびに町条例の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の目的、平成21年度工事第45号、愛知川東面整備工事(国8長野東工区)でございます。変更契約の金額でございますが、変更前の契約金額1億515万7,500円、変更後の契約金額でございますが、1億2,647万6,700円でございます。差し引き2,131万9,200円の増額でございます。主な増額理由といたしましては、国道の地盤が、当初の想定より軟弱でございまして、薬液注入量が増加したことや、地中の障害物によりまして、配管ルートを変更したことが大きな増額要因でございます。

契約の相手方は、守山市守山6丁目1番65号、ヤスダエンジニアリング株式会社滋賀営業所、所長山田隆昭でございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第62号契約の締結につき議決を求めることについては、原案どおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第5、議案第63号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第63号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)につきまして、ご説明申し上げます。

7ページでございます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億2,182万2,000円とするものでございます。

事項別明細をご覧いただきたいと思っております。10ページでございます。

まず、歳入につきましては、前年度繰越金を充当させていただくものでございます。歳出につきましては、徴税费賦課徴収費の固定資産税の家屋の分でございまして、過年度の還付金ということで48万6,000円を追加させていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第63号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)は、原案どおり可決されました。

◎意見書第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第6、意見書第3号平成22年産米価の安定を図るための緊急対策を求める意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)意見書第3号

平成22年産米価の安定を図るための緊急対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条および愛荘町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成22年9月28日

提出者愛荘町議会議員竹中秀夫

賛成者同伊谷正昭

賛成者同小杉和子

賛成者同高橋正夫賛成者同 河村善一

愛荘町議会議長辰己 保様

平成22年産米価の安定を図るための緊急対策を求める意見書

当町は、びわ湖の東に位置し、古くから米どころとして稲作を中心に農業振興を図ってきましたが、先にJA全農が公表した平成22年9月6日現在の相対契約基準価格は、滋賀県産で60キロ当たり対前年比1,000円から900円の下落と、厳しい状況にあります。こうした中、政府は次年度の米個別所得補償制度の本格実施を見据え、今年の米価の下落は中長期的にみれば、米の価格と需給の安定を促すとの見方を示されています。しかし、米の生産可能な生産費は60キロ当たり、全国平均で約1万6,500円、滋賀県は約1万8,200円と言われております。このままの農家手取額では個人はもとより、担い手である集落営農・認定農家でさえ、農業にかける夢と希望を損失する一方、農家、さらには後継者離れが深刻化し、地域農業を維持することは困難な状況になります。今、農家収支は、機械代・資材の高騰や、人件費・土地改良費等の経費に押しつぶされています。

よって、国におかれましては、平成22年産米価の安定を図るための下記項目について、速やかな実施を強く要望いたします。

記

1. 戸別所得補償の本格的実施を目前に控え、米価の大幅下落を防ぐため、早急に過剰米対策を講じること。
2. 米の生産数量目標を適切に管理し、豊作時、即座に過剰米対策が図れる方策を事前に構築しておくこと。
3. 将来展望が抱け、安定した農業経営が行える政策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年9月28日

以上です。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、意見書第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、意見書第3号、平成22年度米価の安定を図るための緊急対策を求める意見書については、原案どおり可決されました。

◎議提第9号

○議長(辰己 保君)追加日程第7、議提第9号議員派遣についてを議題にします。愛荘町議会会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議提第9号議員派遣については、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成22年9月愛荘町議会定例会を閉会します。

○議長(辰己 保君)町長、閉会のあいさつ。

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、条例改正および平成22年度の補正予算ならびに21年度一般会計および特別会計の歳入歳出決算の認定など、追加議案を含めまして合計24案件につきまして、慎重審議のうえ、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

特に、追加議案でただいま議決いただきました行政組織条例につきましては、町がめざします福祉のまちづくり、安心子育てのまちづくりを推進するため、提案をさせていただいたものでありますが、基本は健康福祉・健康部門を従来の2課体制から3課体制にするものでございます。

その基本的考え方は、3つの柱立てを行ったところでございまして、1つは高齢者・障がい者・介護保険・生活保護・民生委員などを担当する「福祉課」の設置。2つ目に、保健センターを中心に健康づくり・地域保健・母子保健・発達支援などを担当する「健康推進課」の設置。3つ目に、新設の「子ども支援課」であります。この子ども支援課の設置の考え方につきましては、先ほどもご質問等ございましたが、昨年来、私も頭の中には、昨今の情勢を見ますと、どうしてもやっぱり子どもの専任課を設けて対応していかなときちんとした対策がとれないなどということを感じていたところでございます。

特に、日々大きくなってきております発達相談の対応の問題、虐待は増えてくる。こういった問題に対処していくためにも、この子どもたちの健全な育成、発達段階に応じた子育て支援を総合的にお互いに連携を持って対処していくと、こういうことから今回子ども支援課の設置をお願いしたところであります。

それから、将来的には、国でも今真剣に討議をされております幼保一体化の問題がございまして、国の所管省庁の違いから、非常に迷惑を被っているのは、地域の住民であり、地方行政であります。この子育て支援のあり方については、幼稚園も保育園も一緒であります。一元的にやはり対応をしていくのが一番ベターだというふうに、私どもも感じておまして、今後、関係機関、特に県教育委員会等の関係があるわけですけれども、幼稚園の業務も子ども支援課が取り込めたら取り込んで、就学前の保育、教育行政を一体化するといったことが、大事かなというふうに考えているところであります。入園や退園の手続き、また保育園から幼稚園への変更、子育ての相談など、窓口は1つになった方がいいというふうに考えておまして、幼保行政の一元化も将来の検討材料としていきたいというふうに考えているところでございます。

今回の体制整備につきましては、現有の職員数の中で効率的に配置をしてまいりたいと考えておまして、事務を行うところについては、先ほど来いろいろいただきましたように、効率はどうしたらいいのか、それはもう少し時間をいただいて、適切な配置を考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今議会、本当にいろいろとご議論いただきました。本当にありがとうございました。以上で終わらせていただきます。
○議長(辰己 保君)ご苦労さまでした。